

# マラウイ北部から南アフリカへの 移民労働と社会的保護

佐藤千鶴子

## はじめに

本章では、マラウイ北部から南アフリカへの移民労働を事例に、南部アフリカ地域の国際移民（以下、移民）を取り巻く社会的保護の制度、実践、課題について論じる。第1章にならい、本章では社会的保護を「人びとの福祉と生計にかかわるニーズと権利」を守ること（Sabates-Wheeler and Feldman 2011, 14）、あるいは「雇用、ヘルスケア、教育のような分野で資本主義経済から生ずる社会的リスクに対処するための戦略」(Faist et al. 2015, 194) として、制度と実践の両方を含む広い概念として捉える。

マラウイ北部の人びとは、イギリスによる植民地支配が始まった19世紀末から、就労先を求めて国境を越えて移動してきた（Sanderson 1961; McCracken 2012, 83-87）。現地のトゥンブカ語（*chiTumbuka*）でセルフ（*selufu*）と呼ばれる、この個人で移民労働を行う人びとを、本章では独立移民と呼ぶ。彼らの行き先は、南部アフリカの白人入植者植民地として多くの雇用口があった南アフリカと南ローデシア（ジンバブウェ）にとどまらず、北ローデシア（ザンビア）北部とベルギー領コンゴ南部に位置するカタンガの鉱山地帯やタンガニーカにもわたった（Boeder 1974; Money 2019）。19世紀末から20世紀の初めと1930年代から1980年代の2つの時期には、南アフリカの鉱山会議所（Chamber of Mines）がニヤサランド植民地政府、そして独立後のマラウイ政府と結んだ労働協定に基づき、南アフリカの鉱山への組織的な斡旋による移民労働者の送り出しも行われた。

1974年に南アフリカの鉱山から帰国するマラウイ人労働者を乗せた飛行機が墜落し、74名の労働者が死亡する事故が起きる直前の時期には、南アフリカの金鉱山で雇用されるマラウイ人は10万人を超え、金鉱山における労働者全体の3割に達していた (Crush, Jeeves and Yudelman 1991, 234-235, Table A.4)。

1980年代末にこの有望な出稼ぎ先への道が閉ざされると (Paton 1995; Chirwa 1998, 73), 就労先を求めて独立移民として南アフリカへ移動するマラウイ人男性が増加した (Chirwa 1997, 643; Johnson 2017; Banda 2017a; 2017b; 2019)。1994年にマラウイと南アフリカ両国が民主主義体制へと移行し、近隣諸国を結ぶ長距離輸送網が改善され、マラウイ人が南アフリカへの入国時に一時滞在許可 (ビザ) を取得できるようになると、個人での移民労働は格段に容易になった (Andersson 2006, 382-383)。国連の推計によれば、1995年に1万7000人だった南アフリカ在住マラウイ人は、2005年に2倍の3万4000人、20年後の2015年には5.5倍の9万3000人へと増加した (UNDESA 2020)。パスポートやビザをもたずに密入国する人や、訪問ビザで入国して超過滞在になる人など (Chiumia 2016; Banda 2019)、南アフリカではいわゆる非正規移民の状態で就労するマラウイ人が多いことを考えると、おそらくこの推計値をはるかに上回るマラウイ人が南アフリカで暮らしていることになるだろう。その背景にあるのが、両国間に存在する歴然とした経済格差と1世紀以上に及ぶ移民労働の歴史である<sup>1)</sup>。

本章では、協定に基づく組織的斡旋により20世紀後半に南アフリカの鉱山へと送り出された元鉱山労働者、そして民主化前後の時期から南アフリカへ個人で移動した独立移民、これら2つのカテゴリーのマラウイ人の (元) 移民労働者それぞれに関して、社会的保護をめぐるどのような制度と実践があるのかを考察する。社会的保護の制度が整備されていないグローバルサウスの貧困国にとっては、

---

1) 2022年の南アフリカの1人当たり国民総所得 (GNI) は6780ドルでマラウイの640ドルの10倍以上である (<https://data.worldbank.org/indicator/NY.GNP.PCAP.CD> 2024年5月16日アクセス)。本文で述べるように、現在は南アフリカがマラウイ人にとっての最大の出稼ぎ先であるが、南アフリカが民主化する前の1990年時点ではジンバブウェが最大の移動先国で、モザンビーク、ザンビア、南アフリカ、旧宗主国のイギリスの順に多かった。ジンバブウェは2000年以降の政治経済の混乱により出稼ぎ先としての魅力が著しく低下したため、2000年以降、新規の出稼ぎが激減し、同国在住のマラウイ人は横ばい状態となった (UNDESA 2020)。

国境を越えた移民労働そのものが社会的保護の機能を果たしていることや (Avato, Koettl and Sabates-Wheeler 2010, 464), 移民は公式な制度と個人がもつネットワークのような非公式の制度を組み合わせることでトランスナショナルな生活空間での社会的保護を実現しようとしていること (Bilecen and Barglowski 2015), 移民が利用可能な資源の源は多面的であること (Levitt et al. 2017) が指摘されている。本章の考察は、南アフリカへ出稼ぎに行くマラウイ人の移民労働者が、両国に存在する公式の制度と親族や友人のネットワークを含む多様な資源を具体的にどのように活用し、社会的保護の実現を試みているのか、そこにはどのような可能性と限界が存在するのか、を明らかにしようとするものである。

本章の執筆にあたっては、南アフリカとマラウイの両国で自由回答を中心とする質問票を用いて実施した半構造化インタビューで得られた知見が生かされている。南アフリカでは、2018年と2019年に最大の産業都市ジョハネスバーグにおいて、マラウイ移民23名に対して聞き取り調査を実施し、2023年にこのうち7名に対して2度目の聞き取りを行った。2020年から2022年初頭のコロナ期には、最初の調査協力者のなかの3名と新規で1名にオンラインで複数回にわたり聞き取りを行った。マラウイでの調査は、南アフリカの調査協力者(マラウイ移民)の出身村を一緒に訪ねることによりコロナ禍前の2020年初頭に開始し、その後、海外調査が可能となってから2022年と2023年に実施した。調査地は北部州に位置するカロンガ (Karonga) 県とムジンバ (Mzimba) 県で、聞き取りの協力者は元鉱山労働者、元独立移民、そして調査時に南アフリカに家族が出稼ぎに出ている世帯のメンバーの総計113名である(聞き取りの協力者については章末の付表①～③を参照)。南アフリカでの聞き取り調査は通訳を介さずに英語で実施したが、マラウイでの聞き取り調査はほぼすべて、現地に住む調査補助員による現地語(トゥンプカ語、ンゴンデ語 (*chiNgonde*))の通訳を介して行った<sup>2)</sup>。

ムジンバ県は、南部州のマンゴチ (Mangochi) 県とならび、現在、マラウイにおいて移民を最も多く輩出している県である。2018年のセンサスでは、両県における出移民(国際移民)比率は13.8%に達し、10人に1人以上が国外にいた

2) 質問票による半構造化インタビューとは別に行ったインタビュー調査については、脚注に詳細を記載した。

ことになる。マラウイからの出移民はとくに2010年代に急増したとされ、その8割は南アフリカに暮らしている。他方で、カロンガ県の出移民比率はわずか2%に過ぎない (National Statistical Office 2020, 18-21)。カロンガ県はまた、歴史的にもマラウイにおける鉱山労働者の送り出しの中心地域というわけではなかった。それでも今日、社会的保護をめぐる問題はカロンガ県の元鉱山労働者の意識のなかで極めて重要な位置を占めるようになっている。

以下、第1節では、南アフリカにおける移民鉱山労働者の社会的保護のための制度について、マラウイ人の元鉱山労働者が対象に含まれるものに限定して整理した上で、2010年代に元鉱山労働者の社会的保護の問題に関心が集まるようになった背景を検討する。第2節では、マラウイにおける元鉱山労働者による社会保障費の支払いを求める運動の展開とその進捗状況について考察する。第3節では、民主化前後から増加したマラウイ人の独立移民に焦点を当て、こうした移民労働が出身社会にもつ意味と移民労働を支える仕組み、そして南アフリカで非正規移民として生活し就労するマラウイ人の移民労働者が、ライフサイクルのさまざまな段階で直面する社会的なリスクに対処するために発展させてきた実践について論じる。

## 1

# 南アフリカにおける元移民鉱山労働者の社会的保護

## 1-1. 制度

南アフリカの鉱山で雇用されている移民労働者、ならびにかつて雇用されていた元移民労働者の社会的保護の制度は大きく3つに分けられる。第一が南アフリカ政府による労働災害補償、第二が鉱山会社による従業員退職準備金制度 (provident funds, 以下、退職基金)、第三が南アフリカの民主化後に訴訟を通じて設立された、鉱山での健康被害に対する給付金制度である。このうち、マラウイ人の元移民鉱山労働者にかかわるのは、退職基金と給付金制度の2つである。

現在、南アフリカにおける鉱山労働者を対象とする労働災害補償を定めた法律は1973年の鉱山労働職業性疾病法 (Occupational Diseases in Mines and Works Act, 1973: ODMWA) と1993年の労働災害・職業性疾病補償法 (Compensation

for Occupational Injuries and Diseases Act, 1993: COIDA) であり、退職した元鉱山労働者も労災補償を得る権利を有することになっている(本書第3章; Ehrlich et al. 2018)<sup>3)</sup>。だが、南アフリカの民主化以前は、移民労働者への労災被害補償金は送り出し国政府を通じて支払われると二国間協定で定められていた(Fultz and Pieris 1997, 7-8; Mpedi and Nyenti 2013)。マラウイからの鉱山労働者の送り出しは1980年代末に終了したことから、マラウイ人の元鉱山労働者は大方これらの法律による労災補償の対象外とみなしてよいだろう<sup>4)</sup>。

その一方で、マラウイ人の元鉱山労働者が現役時代に任意で加入していた退職基金については、現在も受給権は消滅していない。南アフリカの鉱山会社による黒人の鉱山労働者を対象とした最初の退職基金は、1970年1月に設立された鉱山1970年退職基金(Mines 1970 Provident Fund, 以下、1970年退職基金)であった。ただし、加入資格には制限があり、鉱山会議所に加盟する鉱山会社に雇用されている半熟練の黒人労働者のみが加入できた。その後、1989年に全国鉱山労働者組合(National Union of Mineworkers: NUM)<sup>5)</sup>と鉱山会議所により、非熟練の黒人労働者を対象に鉱山労働者従業員退職準備基金(Mineworkers

- 
- 3) ODMWAは珪肺症を中心とする鉱山労働者の肺疾患に対する労災補償を定めた法律であり、1993年の法改正により、それまで存在していた性別と人口集団に基づく差別が撤廃された。同法は、結核の治療を受けたことのある元鉱山労働者に対して、退職後12カ月以内に医療診断を受診することを義務づけている。また、遅れて発症した肺疾患の労災認定を受けるため、鉱山での就労経験をもつ労働者は生涯を通じて2年ごとに医療診断を受診しなければならない、とも定めている。労災認定を受けた(元)鉱山労働者は一時金と医療保障を受けることができる。
- 4) マラウイでの組織的な斡旋を通じてではなく、個人で南アフリカに移動して鉱山で職を得た場合には対象となるが、こうしたマラウイ人の元鉱山労働者は極めて少数である。また、民主化以前にマラウイ人の鉱山労働者が労災補償金をどれだけ受け取れていたのかは定かではない。Chirwa(1999, 10-12)はマラウイ政府が補償金を着服し、元鉱山労働者に補償金が届かない場合があったと述べている。2022年9月にマラウイ北部で行った筆者の聞き取り調査においても、1968年にマラウイで斡旋され、南アフリカの鉱山での就労中に白人のボスから理不尽な暴力を受けて大怪我を負い、契約途中でマラウイに送り返された元鉱山労働者に出会ったが、鉱山会社からケガに対する補償金は一切出なかったという。元鉱山労働者へのインタビュー E31 (2022年9月15日, カロンガ県L地区)。インタビュー協力者については章末の付表を参照。
- 5) 1982年に黒人鉱山労働者の労働組合として南アフリカで結成された。レソト出身の鉱山労働者が初代委員長を務めたことから明らかなように、組合員は南アフリカ人に限られず、近隣諸国出身の移民鉱山労働者に開かれていた。初代書記長は2018年に南アフリカ大統領に就任したシリル・ラマポースが務めたが、ラマポース自身は鉱山労働者ではなく、大学を卒業した弁護士資格をもつ活動家であった(Botiveau 2017)。

Provident Fund: MWPF) が設立された。このとき、1970年退職基金に加入していた黒人労働者の多くが、MWPFや各鉱山会社が設立した退職基金に移った。その後も現役加入者と年金受給者全員が他の基金に移ったため、1970年退職基金は、2000年9月に失効加入者（退職金を申請／受給していない元加入者）のみを抱えることとなった<sup>6)</sup>。同基金の管理は鉱山会議所が引き継ぎ、南アフリカと近隣諸国（レソト、マラウイ、モザンビーク、スワジランド）において失効加入者をトレースし、未払い金を支払う業務を担当することになった（Mines 1970 Provident Fund 2008）。

南アフリカの鉱山へのマラウイ人労働者の送り出しは1980年代末に終了したため、マラウイ人の元鉱山労働者が加入していた可能性があるのはMWPFではなく、1970年退職基金である。失効加入者をトレースして未払い金を支払う作業は遅々として進まなかったが、鉱山会議所が2010年代半ばにこの業務をアレクサンダー・フォーブス（Alexander Forbes）という金融サービス会社に委託して少し前進した。同社が2015年にマラウイ政府の労働省県事務所を通じて「予備的な申請書」を配布したところ、5万9000件もの申請書が提出されたとあり（Fritz 2015）、マラウイの元鉱山労働者の間で退職基金への関心が高かったことがわかる。同基金のうち年金基金（pension fund）部分の失効加入者は1万1712人、退職基金（provident fund）部分<sup>7)</sup>は5万7359人で（Fritz 2015）、報道によれば、トレース率は2017年1月時点で全体の62%（年金基金の失効加入者の73%、退職基金の失効加入者の60%）にとどまった。トレースできた失効加入者のうち1万9000人以上がすでに死亡しており、遺族のトレース率はさらに低く30%だった（African News Agency 2017）。

金鉱山での健康被害に対する給付金制度は、2006年に南アフリカで開始された訴訟を発端に、2020年に成立した。原告は、1979年から1995年までアング

---

6) それにより、退職基金の正式名称は鉱山1970年未請求給付金保全年金退職基金（Mines 1970 Unclaimed Benefits Preservation Pension and Provident Funds）となったが（Fritz 2015）、本章では1970年退職基金の名称で統一する。

7) 退職基金への積立金は年金として受け取る場合と、退職時に一時金（退職金）として受け取る場合の二通りがあり、国外からの移民労働者は基本的に退職金として受け取る（Fultz and Pieris 1997, 5; Mpedi and Nyenti 2013）。

ロゴールド・アシャンティ (AngloGold Ashanti) 社が所有する金鉱山で地下採掘ドリル坑夫として働いていた南アフリカ人の元鉱山労働者で、2004年に珪肺症を発症したことに対する同社の過失責任を問い、260万ランドの賠償金を求めた<sup>8)</sup>。原告は判決が出る前の2011年に死亡してしまいましたが、同訴訟は2013年に南部アフリカの元鉱山労働者とその遺族1万7000人以上からなる集団訴訟へと発展した。最終的に2019年にハウテン州高等裁判所にて和解が成立し、6つの金鉱山会社<sup>9)</sup>が資金を提供して、被害者救済のためのツィアミソ信託基金 (Tshiamiso Trust) が設立されることになった。救済の対象となるのは、1965年3月以降に金鉱山での雇用中もしくは退職後に珪肺症や肺結核を発症した(元)鉱山労働者と、これらの疾病により死亡した(元)鉱山労働者の遺族とされ、被害の程度により、1人当たり7万～50万ランド<sup>10)</sup>が支払われることになった (Mushai 2020)。南アフリカの金鉱山には南部アフリカ地域全体から移民労働者が送り出されていたことから、マラウイを含む近隣諸国の(元)鉱山労働者も潜在的に給付金を受け取れることになった。

## 1-2. 2010年代に取り組みが進んだ背景

南アフリカの鉱山でかつて就労していた元鉱山労働者の未払い年金／退職金問題や健康被害の問題に対する取り組みが2010年代に進んだ背景としては、次の2点が重要である。第一に、民主化後、南アフリカの鉱山業における健康被害の深刻さが明らかにされるようになり、この問題に対する関心が高まったことである。第二に、南アフリカを含む南部アフリカの各国において元鉱山労働者の組織化が進んだことである。

南アフリカでは1994年に「鉱山業における安全と健康に関する調査委員会」(通称レオン委員会)が設置された。同委員会は鉱山労働者が直面する健康上のリス

8) 本章を執筆した2024年1月時点の交換レート (1ランド≒8円) で2080万円ほど。

9) アフリカン・レインボー・ミネラルズ (African Rainbow Minerals) 社、アングロ・アメリカン南アフリカ (Anglo American South Africa) 社、アングロゴールド・アシャンティ社、ゴールド・フィールズ (Gold Fields) 社、ハーモニー・ゴールド (Harmony Gold) 社、シバニエ・スティルウォーター (Sibanye Stillwater) 社。

10) 56万～400万円 (1ランド≒8円、2024年1月の交換レート)。

クについて改めて調査を行い、南アフリカの金鉱山では50年以上にわたって危険な粉塵レベルが継続していたことを指摘した。その後も国立労働災害研究所 (National Institute for Occupational Health) やケープタウン大学により、22～28%の鉱山労働者が珪肺症を罹患しているとの調査結果が報告された (McCulloch 2013, 554)。2012年に北西州のプラチナ鉱山で起こったマリカナ事件は鉱山労働者の貧困問題に世間の意識を向けさせることになったが (佐藤 2013)、その後の2016年には珪肺症に苦しむ東ケープ州とレソト出身の元鉱山労働者と珪肺症で大黒柱を亡くした遺族の苦難を描いたジャーナリストによる書籍 (Ledwaba and Sadiki 2016) が出版されて、南アフリカの鉱山労働をめぐる別の負の側面も喚起された。南アフリカにおいて、鉱山労働者の健康被害をめぐる最初の訴訟が起こされたのは1997年であり、それは2003年に被害者救済のための石綿救済信託基金 (Asbestos Relief Trust) を設立することで決着した。2006年には同じ目的でハラハディ救済信託基金 (Kgalagadi Relief Trust) も設立された (Mushai 2020, 1136)。

他方、年金／退職金の未払い問題を最初に提起したのは、南アフリカ国内における最大の送り出し地域であった東ケープ州の元鉱山労働者だった。2002年、東ケープ州知事が、元鉱山労働者組合 (Ex-Mineworkers Union) という団体の請願を受けて、元鉱山労働者への社会保障費の支払いに関するタスクチームの設立を表明した。2007～2008年には国会でこの問題に関する特別委員会が設置され、退職基金やNUMを招へいして聴聞会が開かれた (PMG 2008)。だが、鉱山会議所は元鉱山労働者組合との対話を拒否し (Mpedi and Nyenti 2013)、現役の鉱山労働者の労働組合であるNUMは、退職した元鉱山労働者の問題に関与することには消極的だった (PMG 2008)。そのため、退職基金からの給付金の支払いはすぐには実現しなかったが、すでに述べたように2010年代半ばになると、鉱山会議所はアレクサンダー・フォーブス社に失効加入者のトレースを委託するなど、この問題に資源を割くようになった。

この時期、元鉱山労働者の組織化は南部アフリカの各国においても進んでいた。2010年にはレソト、モザンビーク、スワジランド、マラウイ各国における鉱山労働者と元鉱山労働者からなる複数の団体により、南部アフリカ鉱山労働者協会 (Southern African Miners Association: SAMA) という地域的な団体が結成された。



SAMAを含めて、これらの団体の多くが南部アフリカ信託基金（Southern Africa Trust）という南アフリカの非営利組織（NPO）から活動資金の援助を受けており<sup>11)</sup>、なかにはスワジランド移民鉱山労働者協会（Swaziland Migrant Mineworkers Association: SWAMMIWA）など出身国政府と協力して、元鉱山労働者に対する補償を南アフリカ政府に求める活動を積極的に行っているところもある（Mpedi and Nyenti 2013; Kistnasamy et al. 2018）。

次節では、マラウイにおいて、元鉱山労働者の社会的保護を求める運動がいつ頃から、どのように組織されてきたのか、2010年代に南部アフリカ地域全体でこの問題への取り組みが加速化したことはマラウイの元鉱山労働者にどのような影響を与えたのか、そして現在までに彼らの要求がどこまで実現しているのかを考察する。

## 2 マラウイにおける元鉱山労働者の社会的保護

### 2-1. 民主化運動期における元鉱山労働者の運動

マラウイにおいて、元鉱山労働者が南アフリカの鉱山での就労経験に基づく社会保障費の支払いを求める運動を最初に起こしたのは、1992年後半～1994年半ば、マラウイが一党制から複数政党制へと移行する政治的移行期であった。当時の元鉱山労働者の要求には、1980年代末に終了したアフリカ雇用局（The Employment Bureau of Africa: TEBA）による南アフリカの鉱山への雇用斡旋の再開も入っており、野党の統一民主戦線（United Democratic Front: UDF）は、選挙に勝利すればTEBAによる雇用斡旋を再開すると約束して選挙戦を戦った。しかしながら、総選挙を経て誕生したUDF主導政権は、元鉱山労働者に対する選挙キャンペーンの約束を反故にした（Chirwa 1997, 644-648; 1999, 8-9）。

11) 2005年に設立されたNPOで、気候変動、経済復興と社会的保護、ジェンダー、若者の4つの活動分野がある。2008年に移民労働者の社会保障制度に関するポリシー・ブリーフ、2013年に鉱山労働者の社会保障に関する報告書（Mpedi and Nyenti 2013）を発行した。2014年にはSAMAと協力してワークショップを開催している（Southern African Trust, Ford Foundation and SAMA 2014）。

その後、1990年代後半には、南部州や中部州の複数の県において、労働省の県事務所前で未払い賃金や社会保障費の支払いを求める元鉱山労働者のデモが多数行われた。南部州のゾンバ (Zomba) 県やムランジェ (Mulanje) 県では元鉱山労働者からなる委員会が結成され、TEBAや南アフリカの鉱山会議所からマラウイ政府に対して支払われたとされる「後払い賃金、送金、解雇一時金」をマラウイ政府が元鉱山労働者に支払うことを拒んでいることに対する不満が表明された。だが、UDF政権は、元鉱山労働者の要求には耳を貸さなかった。複数の元鉱山労働者が逮捕されて、収監されるなどしたため (Chirwa 1999, 1, 8-12)、最終的に元鉱山労働者の運動は沈静化した。

## 2-2. マラウイ元鉱山労働者協会 (EMAM) の結成と活動

一度は押さえつけられた元鉱山労働者の運動は、2010年代初頭に復活した。2012年、当時のマラウイ政府労働大臣が「TEBAによる特典の問題は数年前に終焉した」と発言したことに対し、翌2013年から2014年にかけて怒った元鉱山労働者がジョイス・バンダ (Joyce Banda) 大統領との面会を要求するに至った。その後、先に述べたように、アレクサンダー・フォーブス社が、マラウイの労働省県事務所を通じて、1970年退職基金の失効加入者をトレースするための手続きを開始しようとしたところ、元鉱山労働者の代表を名乗る人びとが、高等裁判所に対して、労働省による元鉱山労働者の登録停止を要求することになった。登録停止を要求した元鉱山労働者は、自分たちが関与する機会を与えられないまま、頭越しにマラウイ政府とアレクサンダー・フォーブス社の間で登録手続きが進められることに危機感を抱いたのであり、このことは元鉱山労働者の間でのマラウイ政府に対する不信感を表していた。2016年、裁判所は元鉱山労働者側の要求を認めて停止命令を発した (Chirombo 2021)。

このとき、元鉱山労働者の代表としてマラウイ政府と交渉を行ったのが、マラウイ元鉱山労働者協会 (Ex-Miners Association in Malawi: EMAM) を結成し、その代表を務めたジョン・ディック (John Dick) 氏だった<sup>12)</sup>。ディック氏はマラ

---

12) 以下、本項の記述はJohn Dick氏 (Chairman and Executive Director, EMAM) とRichard Tamva氏 (Programme Manager, EMAM) に対して2023年9月22日に筆者がブラントイアで実施したイン

ウイ南部の産業都市ブランタイア出身の元鉱山労働者で、1982年から1989年まで、TEBAによる斡旋の時代にハーモニー・ゴールド (Harmony Gold) 社の鉱山で働いた。同氏によれば、EMAMは1997年頃に元鉱山労働者の運動として結成し<sup>13)</sup>、2015年にマラウイ政府に対して正式にNPO登録を行った。EMAMのような団体を結成した動機は、貧困に苦しむ元鉱山労働者を支援し、彼らの生活水準を向上させるためだったという。だが、NPO登録の時期を考慮すると、元鉱山労働者への年金／退職金未払い問題を是正することも目的だったと予想される。

ディック氏の語るところによれば、2012/13年から2016年にかけて、ディック氏の私財を投入して、EMAMは全国的なキャンペーンを行った<sup>14)</sup>。ディック氏は各県の訪問日をラジオでアナウンスしながらマラウイ各地を回り、1970年退職基金に申請するための「最初の申請書」に記入するよう、元鉱山労働者に呼び掛けた。各県の主要な町で開かれたEMAMの会合には大勢の元鉱山労働者が集まり、このとき、EMAMは元鉱山労働者とすでに死亡した元鉱山労働者の遺族から3万6000件もの記入済の申請書を集めることができた。その後、EMAMがアレクサンダー・フォーブス社に問い合わせたところ、同社のデータベースには南アフリカの鉱山で働いたマラウイ人9000名の記録があった。しかし、このときにはこれ以上、事態が進展することはなかった。

その後、2020年になってTEBAが1970年退職基金の記録と照合した結果、未払い年金／退職金の受給資格をもつマラウイ人の元鉱山労働者と遺族の数はわずか473名に過ぎないことが判明した。これらの人びとの氏名はEMAMにも共有され、EMAMは拠点とするブランタイアの位置する南部州を中心に、元鉱山労働者や遺族が1970年退職基金から未払い年金／退職金を受け取るために必要

---

タビューに基づく。EMAMは2023年にウェブサイト (<https://emammalawi.org/>) を開設し、一時期、ブランタイアで事務所を借りていたが、筆者が9月に面談した際には、資金不足のために事務所を引き払い、「リモートで」活動していた。もうひとりのタンバ氏は若く、元鉱山労働者ではない。

13) ただし、新聞報道をみると、当時の名称はEMAMではなく、元TEBA鉱山労働者 (Ex-TEBA Mineworkers) であった (Chauwa 2016)。

14) 全国的なキャンペーンの実施年に関するディック氏の記憶はやや曖昧で、正確な時期は不明である。ただし、新聞報道にあるジョイス・バンダ大統領の発言に対する抗議の時期やカロンガ県の元鉱山労働者の記憶とも符合することから、大きなずれはないだろう。

な書類集めや書類作成を手伝うことになった。南部州以外に住む元鉱山労働者からもディック氏の携帯電話には問い合わせの電話が昼夜を問わずひっきりなしにかかってくるものの、EMAMには全国的な規模で元鉱山労働者の申請支援を行えるような資源はないという<sup>15)</sup>。

### 2-3. 元鉱山労働者の間での認識

#### ——北部州カロンガ県での聞き取り調査から——

2010年代半ばの元鉱山労働者を捕捉しようとするアレクサンダー・フォーブス社、マラウイ政府労働省、そしてマラウイ元鉱山労働者協会 (EMAM) の活動は、筆者が2022年9月に聞き取り調査をした北部州カロンガ県の元鉱山労働者の間でも鮮明に記憶されていた<sup>16)</sup>。実際、彼らが南アフリカの鉱山で就労した過去の経験に対する何らかの給付金を意識するようになったのはこのときであったと考えられる。聞き取り調査に協力してくれた元鉱山労働者36名は全員が男性で、年齢は60代が3名、70代が18名、80代が14名、90代が1名である。全員がウィットウォーターズランド原住民労働協会 (Witwatersrand Native Labour Association: WNLA/Wenela) もしくはTEBAによるマラウイ国内での組織的な斡旋を通じて、南アフリカの鉱山で就労した経験があった。加えて、2名がジンバブウェ、各1名がタンザニアと南アフリカへ独立移民として行った経験があった。

カロンガ県の複数の元鉱山労働者たちの話によれば、2015年か2016年頃、南部州出身のディック氏がカロンガ県にやってきた<sup>17)</sup>。カロンガ・ボマ<sup>18)</sup> で開かれた会合には、多くの元鉱山労働者と遺族が集まった。ディック氏は元鉱山労働

---

15) 筆者との面談中もディック氏の携帯電話は鳴りっぱなしであった。

16) 調査協力者の元鉱山労働者はカロンガ県の2つの伝統的権威 (Traditional Authority: TA) の配下にある4つの交易センター (trading center) の周囲にある15村落に住む。筆者が現地に行く前に、通訳を務めた調査補助員が村長 (village headman) とその上のグループ村長 (group village headman) に対して筆者の代わりに調査概要を説明し、調査の許可を得た。その後、村長などを通じて各村に住む元鉱山労働者のリストを入手した。調査日数の制約により、全員に聞き取りを実施できたわけではなかった。聞き取り協力者は現地案内人を通じて住居が特定できる人物に絞り、リスト上からランダムに選んだ。

17) カロンガ県の元鉱山労働者からはディック氏以外の名前は聞かなかった。

18) マラウイでボマ (boma) とは政府や行政機関、あるいはその所在地を指す。

者3名をカロンガ県の代表として選び、彼らを通じて県内の元鉱山労働者を組織化しようとした。会合に参加した元鉱山労働者と遺族は、ディック氏の説明を聞いて、南アフリカから支払われるという給付金を受け取るために銀行口座を開設し、少額のお金を払って登録のための用紙を受け取り、証明写真を撮った。後日、証明写真が貼り付けられたEMAMの会員証も受け取った。しかしながら、元鉱山労働者の多くは会員証の意味を正確には理解していなかったようである。2022年9月に筆者が現地を訪れたとき、当時の登録の意味や会員証の意味について正確に説明できる人はごくわずかだった。調査協力者のなかにはEMAMの会員証を筆者に提示し、それが未払い金の受給権を示す証拠であるかのように語る人もいた。

ディック氏が来たことでカロンガ県の元鉱山労働者が受け取ったメッセージとは、「元鉱山労働者に対して南アフリカからお金が支払われるから、元鉱山労働者とその遺族は銀行口座を開設して、準備しておくように」というものだった。この「お金」が何に対するものなのか、具体的な支払元はどこなのかについて筆者が尋ねても、明確に説明できる人はいなかった。調査協力者数名は、マラウイの初代大統領カムズ・バンダ (Hastings Kamuzu Banda) により南アフリカへ送られ、鉱山で働いたことに対する代償という漠然とした理解を示した。「労働省の県事務所 (labour office) に登録に行ったら、分厚い記録簿があり、自分の名前が載っていた」と主張する人や、「南アフリカから名簿が送られてきて、その名簿に自分の名前が載っていた」と主張する人もいたが、記録簿や名簿が何を記録したものなのかを筆者に説明できる人はおらず、その後に記録簿や名簿に名前があった人びとに給付金が支払われたという事実もなかった<sup>19)</sup>。

元鉱山労働者の間では、登録のために村落からカロンガ・ボマまでの交通費を工面したことや、銀行口座開設、登録用紙、証明写真のために散財させられたという苦い記憶だけが残り、ディック氏がカロンガ県に来たときから数年が経過しても、南アフリカからの「お金」が支払われることはなかった。2021年頃には、しびれを切らした元鉱山労働者により、カロンガ県でEMAMの支部代表として活動した3名に対して、私的制裁が加えられた。筆者の通訳を務めたカロンガ県

---

19) 元鉱山労働者へのインタビュー (2022年9月7～16日、カロンガ県)。

在住の調査補助員が入手した情報によれば、3名のうち1人はカロンガ・ボマの街中で元鉱山労働者の集団に殴打されて負傷し、警察の介入により一命をとりとめた。1人の家は放火され、家財などが焼失した。もう1人も行方をくらましているとの話であった<sup>20)</sup>。

マラウイの元鉱山労働者に対する1970年退職基金からの未払い金は、2022年1月に最初の支払いが実現した。報道によれば、前年の2021年前半、マラウイ政府は南アフリカ政府に対して元鉱山労働者への未払い金の支払いのための介入を求め、それに続いて両国政府の間で覚書が交わされた。マラウイ政府労働省は、2021年時点において、南アフリカ政府からの給付金を求めている元鉱山労働者は3万3379名に上るとした。他方、1970年退職基金が失効加入者として確認できたマラウイ人元鉱山労働者はわずか500名にも満たなかった。そのうち143名の所在が確認され、87名が支払い手続きに必要なすべての書類を提出した。このうち15名（6名は存命中、9名は遺族）が2022年1月に最初の年金／退職金受給者となった（Kunchezera 2021; Phiri 2021; Tembo 2022）。

筆者が現地調査を行ったのは、年金／退職金の最初の支払いがマラウイ国内で大きく報道されてから8カ月後のことだった。その時点において、カロンガ県の元鉱山労働者のなかには、南部州に住む少数の元鉱山労働者および遺族が南アフリカから年金を受け取ったというニュースを知っている人もそれなりにいた。このニュースにより、自分たちの番もいずれ訪れるだろうという期待を新たにする人もいれば、これは期待をもたせ続けるためのフェイク・ニュースであるとシニカルに考える人もいた<sup>21)</sup>。

筆者が聞き取り調査をしたカロンガ県の元鉱山労働者36名のなかには、全員ではないものの、鉱山での雇用に関する書類を大切に保管している元鉱山労働者が少なからずいた。しかしながら、書類に記載されているのは、鉱山で働いた証である雇用記録やシフト当たりの賃金、後払い賃金の金額のみであり、退職基金へ

---

20) フィールドノート（2022年9月8日、カロンガ県）。3名のうち1人は、筆者による現地調査の際にN地区で現地案内人を務めてくれた。調査協力者の元鉱山労働者から当時のことについて軽く責められる場面があった一方で、英語を話すこの案内人は移動の車中で筆者に対して「彼らが俺の家を燃やしたんだ」といい、やり切れないような表情をみせた。

21) 元鉱山労働者へのインタビュー（2022年9月7～16日、カロンガ県）。

の積立金を支払ったという記録は見当たらなかった。退職基金への加入歴について尋ねても、はるか昔のことであり、具体的なことを答えられる人は皆無であった。給与から天引きがあったことを覚えている人はいたものの、それは鉱山までの輸送交通費の返済や後払い賃金、単身鉱山労働者用宿舎（コンパウンド）での食費との説明を受けており<sup>22)</sup>、筆者もその説明に間違いはなかったと考えている。

南アフリカの鉱山から帰国した後、鉱山での就労経験に対する何らかの給付金を受け取ったと述べた元鉱山労働者が3名いた。いずれもTEBAによる斡旋の時代に南アフリカの鉱山に出稼ぎに行った人たちで、マラウイ民主化後の最初の大統領であるバキリ・ムルジ（Bakili Muluzi）の時代（1994～2004年在職）に一時金を受け取ったというものだった<sup>23)</sup>。おそらく、民主化前後に元鉱山労働者への社会保障費の支払いを求める運動がマラウイで最初に起こった際に、それへの対応として、マラウイ政府から支払われたものだと考えられる。その意味では、1990年代半ばに起こった元鉱山労働者の運動には一定の成果があったのだといえる。そして2010年代に元鉱山労働者の組織化が再び行われ、長い時間がかかってはいるものの、マラウイにおいても南アフリカの退職基金からの年金／退職金の支払いが実現し始めている。ただし、それが受け取れるのは、当時、退職基金に加入していて、現在、そのことを証明するための書類を提出できる元鉱山労働者もしくはその遺族に限られている。つまり、かつて南アフリカの鉱山に送り出されたマラウイ人の労働者全体のなかのごく一部の人びとしか、対象とならないのである。

EMAMによれば、最初の年金／退職金の支払いが行われた2022年1月以降、マラウイにおける受給者の数は2023年9月までに40名弱にまで増加した。EMAMは申請者が必要書類を集める作業を手伝ってはいるが、年金／退職金は申請者の口座に南アフリカから直接振り込まれるため、各人の受給額については

22) 元鉱山労働者へのインタビュー E6（2022年9月8日、カロンガ県N地区）、E17（2022年9月12日、カロンガ県K1地区）、E24（2022年9月14日、カロンガ県M2地区）、E28（2022年9月14日、カロンガ県K2地区）、E29（2022年9月15日、カロンガ県L地区）。

23) 2人は1000クワチャ、1人は45クワチャと金額に大きな開きがあったが、おそらく記憶違いのためであると思われる。元鉱山労働者へのインタビュー E18、E20（2022年9月12日、カロンガ県K1地区）、E33（2022年9月16日、カロンガ県L地区）。

正確な情報は得ていない、とのことであった。他方で、おそらく受給額は1000ランドから2000ランド程度で、受給額よりも銀行の送金手数料の方が高い場合がある、という趣旨の発言もインタビューの最中にはあった。筆者が「正確な金額についての報道はみたことがないが、記事を読むとまるで大金が支払われたかのような印象をうける」というと、「それも問題なんだ」と認める発言もあった<sup>24)</sup>。

## 2-4. 健康被害に対する給付金制度

マラウイの元鉱山労働者の間では、未払いの年金／退職金問題が長い間、社会的保護をめぐる関心事であった。それに加えて今日では、南アフリカでの訴訟をきっかけに2020年2月に新設されたツィアミソ信託基金から給付金を受け取る権利もある。同信託基金は、集団訴訟の和解合意に盛り込まれた82の金鉱山で1965年3月から2019年12月の間に雇用されていた（元）鉱山労働者が、鉱山での就労を理由に珪肺症もしくは結核を発症した場合に給付金を支払う業務を12年間行うことになっている<sup>25)</sup>。ツィアミソ信託基金のウェブサイトでは、信託基金の説明や申請方法に加えて、申請と支給の進捗状況が定期的にアップデートされている。本章を執筆している2024年1月時点において、南アフリカからはすでに7万件近い申請が提出され、ウェブサイトに掲載されている南アフリカ以外の国（レソト、モザンビーク、エスワティニ、ボツワナ、マラウイ）で2番目に少ないボツワナでも3000件近い申請が提出されているのに対し、マラウイからの申請件数はゼロである<sup>26)</sup>。

だが、この数値は驚くことではなく、現時点では、マラウイの元鉱山労働者が

---

24) Richard Tamva氏 (Programme Manager, EMAM) へのインタビュー、2023年9月22日、ブランドタイア。

25) Tshiamiso Trust, Origins of Trust.  
<https://www.tshiamisotrusted.com/about/origins/> (2024年1月23日アクセス)

26) 2024年1月22日時点で、申請が最も多く出されているのは南アフリカで6万9067件、レソトが5万1304件、モザンビークが7492件、エスワティニが3340件、ボツワナが2930件である。支払件数でも南アフリカが最も多く7931件、レソトが7016件、エスワティニが334件、ボツワナが37件、モザンビークが17件である。Tshiamiso Trust, Progress Report.  
<https://www.tshiamisotrusted.com/information/progress-report/> (2024年1月23日アクセス)



ツィアミソ信託基金への給付金申請を行うのはほぼ不可能な状況にある。同信託基金のウェブサイトは8言語で申請方法を説明しているものの、そこにはマラウイの現地語は含まれていない<sup>27)</sup>。1980年代末にマラウイでの雇用斡旋は終了したため、TEBAの事務所もマラウイにはない<sup>28)</sup>。ツィアミソ信託基金のウェブサイトでは、TEBAが発行した身分証明書の番号を入力することにより、その身分証明書をもつ人物が対象の時期に対象の鉱山で働いていたか否かを確認できることになっている。ただし、データベースでヒットしても、その後に表示されるのは、南アフリカの申請事務所に電話をし、アポを取るように、というものである<sup>29)</sup>。申請者が通話料金を負担しなくても済むように、呼び出し音が鳴ったら電話を切り、折り返しで電話を受け取れるシステムにはなっているものの、マラウイ国内に申請できるオフィスがない以上、マラウイの元鉱山労働者にとってはアポを取る意味はない。

さらに、WNLAによる斡旋の時代の元鉱山労働者もツィアミソ信託基金の給付対象に含まれているものの、TEBAが発行した身分証明書をもたない彼らにとっては、自分が受給権を有する可能性があるかどうかを簡単に確認するすべもな

---

27) 8言語は英語、ポルトガル語、ソト語、ツワナ語、コーサ語、ズルー語、スワジ語、アフリカーンス語。モザンビークの現地語もないが、ポルトガル語はモザンビークの公用語である。

28) 2019年時点で、南アフリカ国外でTEBAの事務所があるのはボツワナ、レソト、エスワティニ、モザンビークの4カ国。

<https://www.teba.co.za/wp-content/uploads/2022/07/Quick-Information-Fact-Sheet-2019.08.20.pdf>(2024年9月13日アクセス)

29) 南アフリカ国内およびレソト、ボツワナ、スワジランドでの労働者の斡旋を担っていた原住民斡旋機構 (Native Recruiting Corporation: NRC) とWNLAが統合されてTEBAが設立されたのは1977年である。TEBAが発行した身分証明書はマクルスコップ・カード (Makhuluskop card)、そこに記載されている個人識別番号は産業番号 (industry number) と呼ばれる。筆者は、2023年9月に実施したカロンガ県でのフォローアップ調査において、マクルスコップ・カードないし産業番号を所持または記録していた元鉱山労働者5名の承諾を得て、ツィアミソ信託基金のウェブサイトで彼らが受給権を有する可能性があるか否かを調べた。その結果、2人がデータベースでヒットした。1人は働いていた金鉱山がツィアミソ信託基金の給付対象に入っていなかった。あとの2人がデータベースになかった理由は不明である。フォローアップ調査では、前年に聞き取り調査を実施した元鉱山労働者を再訪し、元鉱山労働者を対象とする退職基金と健康被害への給付金制度についてのフィードバックも行った。

い<sup>30)</sup>。WNLAの時代に送り出された労働者はTEBAの時代に送り出された労働者と比べて鉱山労働に従事していた期間が短いため、地下で吸いこんだ粉塵の量に比例してリスクが高まる珪肺症を発症する可能性は相対的に低い。だがその一方で、WNLA時代の元鉱山労働者の方が高齢であることを考えると、彼らが珪肺症に罹患しているならば、真っ先に給付金を受け取るべき対象者であるともいえる。

EMAMのリチャード・タンバ (Richard Tamva) 氏によれば、ツィアミソ信託基金はマラウイ国内での同信託基金への申請を可能にするため、マラウイ政府に申請窓口の機能を委託する方向で政府と交渉を行っており、その場にはEMAMが元鉱山労働者の代表者として呼ばれ、参加を果たしている。タンバ氏自身の見立てでは、マラウイ政府はこの機能を引き受けることに積極的ではないとのことであり<sup>31)</sup>、これが実際に実現するかどうかは現時点ではわからない。だが、信託基金の活動期間に期限が設けられていることを考えると、どれだけ多くのマラウイ人が給付金を受け取れるかは、マラウイ国内における申請のための仕組みがいかに早く整備されるかにかかっているといえよう。

### 3 マラウイ北部からの独立移民と社会的保護

次に、民主化後の独立移民をめぐる社会的保護の実践と課題に関する検討に移る。本節ではまず、独立移民としての移民労働が出身社会にもつ意味を「社会的保護としての移民労働」の観点から説明する。その上で、こうした移民労働を支える非公式の仕組み、そして南アフリカで非正規移民として生活し、就労するマラウイ人移民労働者が社会的保護を実現するために発展させてきた実践について論じる。

---

30) 彼らのなかには、鉱山番号 (mine number) という個人識別番号をもっている人がいるが、現時点ではその番号を生かす方法はないようである。

31) Richard Tamva氏 (Programme Manager, EMAM) へのインタビュー、2023年9月22日、ブラントピア。

### 3-1. 社会的保護としての移民労働

現在、南アフリカにいるマラウイ移民の多くは非正規の滞在資格で就労している (Chiumia 2016; Banda 2019)。非正規移民であるため、それなりの収入が得られる安定した仕事に就くことは容易ではないし、非正規移民の収容所に入れられる可能性や、強制送還されてしまう危険性もある。そういった状況におかれるにもかかわらず、マラウイ人が南アフリカをめざすのは、両国の間に歴然とした経済格差が存在すること、そしてマラウイ北部の農村地帯のなかに、南アフリカへの移民労働を数世代にわたり繰り返してきたことを通じて、「移民の文化」(Brettell 2015, 155-157) をもつようになった地域があるためである。

独立移民に関する調査は、そのような地域のひとつである北部州ムジンバ県C地区の複数の村と、現在、マラウイ移民が多く暮らす南アフリカのジョハネスバーグで実施した<sup>32)</sup>。調査地のC地区はマラウイ第3の都市ムズズ (Mzuzu) から約35キロメートルに位置し、乾季でも未舗装路を車で片道1時間半～2時間程の移動距離にある。この地区は南アフリカへの移民労働が歴史的にも、当代的にも盛んなところで、村のなかでは、かつて南アフリカへ出稼ぎに行き、村へ戻ってきた元移民がいる世帯や、現在、世帯のメンバーのうち誰かが南アフリカにいる世帯が多数を占めている。

2023年時点で92歳になる長老S氏とその甥M氏の話を経合すると、C地区から南アフリカへの移民労働が始まったのは1910年代後半か1920年代のことだった。当時、長老の父親を含む何人かの村の男性が独立移民として南アフリカへ出稼ぎに行った。長老自身も、1950年代に二度独立移民として、さらに1973年にWNLAを通じて南アフリカの金鉱山へ出稼ぎに行った。長老の父親は3人の妻をめぐり、12人の息子に恵まれたが、12人の息子全員が南アフリカへ出稼

---

32) 以下、本節での記述は、南アフリカもしくはマラウイで実施した聞き取り調査に基づくものである。複数の調査協力者から似たような話を聞いている場合もあり、特定の調査協力者の発言に基づく場合のみ、インタビューの実施日と実施場所を示した。聞き取りの協力者については章末の付表を参照。

ぎに行き、そしてC地区に戻ってきた<sup>33)</sup>。現在、C地区から南アフリカへ出稼ぎに行っているのは、長老の父親の世代から数えて3世代目（現在、年齢が40代～60代）もしくは4世代目（10代～30代）にあたる人びとであり、彼らの多くは民主化後に南アフリカへ行った世代となる。

第2世代や第3世代の年齢にあたる元移民に南アフリカへ出稼ぎに行った動機を尋ねると、多くの調査協力者が現地のトゥンプカ語で貧困を意味する「ウカヴ」(ukavu) と答えた<sup>34)</sup>。1995年頃から2020年まで移民労働者としてジョハネスバーグに生活拠点があったM氏（長老の甥）は、「物語はいつも同じだ。貧しさのために昔から同じことを繰り返してきたんだ」と自嘲気味に語る<sup>35)</sup>。しかし、村のなかを歩けば、南アフリカにいる息子からの送金で建てられたという鉄板の屋根がかかり、焼成煉瓦を積んだ後に漆喰で塗り固めた壁をもつ小ぎれいな住居を数多く目にする。多くの牛がいる牛囲い（クラール）を備えた家もある。Chirwa (1992; 1997) やSabates-Wheeler(2010) は、マラウイでは移民を送り出している世帯や元移民がいる世帯の方が、そうではない世帯よりも経済的に裕福な状況にあることを報告している。

それゆえ、長い間、南アフリカへ移民労働者を送り出してきたC地区が、マラウイ北部の他の農村と比べて貧しいというわけではなく、移民労働者を送り出した世帯の住居や生活水準が向上するのを見て、自分の家からも息子を南アフリカへ送り出そうとする、いわゆるデモンストレーション効果もC地区からの移民労働を促進してきたのだと考えられる。南アフリカへの移民労働が4世代にわたり継続してきたことは、それがC地区の村人にとって極めて身近な、いつてしまえば「ごく当たり前の」生計手段となってきたことを示唆する。第4世代の若い元

---

33) S氏の父親は1898年生まれで、二度南アフリカへ出稼ぎに行った。最初はS氏が生まれる前、2回目はS氏が生まれた後だが、幼少の頃だったという。12人の息子のうちS氏を含む2人が2023年9月の調査時点で存命であった。すでに亡くなったM氏の父親はS氏の兄である。S氏へのインタビュー（2020年3月5日、2023年9月15日、ムジンバ県C地区）。2023年のインタビューにはM氏が同席し、筆者の通訳を務めてくれた。なお、S氏は付表③のC9と同一人物である。M氏に対しては質問票による半構造化インタビューは実施していない。

34) 元移民へのインタビュー（2020年3月4～9日、2022年9月18～24日、ムズズおよびムジンバ県C地区）。

35) M氏へのインタビュー（2023年9月15日、ムジンバ県C地区）。

移民に尋ねると、彼らが語る移民労働の動機は前世代までのように「貧困」という漠然としたものではなく、「マラウイには仕事がない」、「村では現金を得る術が極めて限られている」といったより具体的な内容へと変わっており、それに対して南アフリカは現金収入を得られる仕事が豊富に存在する場所として認識されていた<sup>36)</sup>。

C地区の村の元移民男性は、40代後半や50代などある程度の年齢に達すると、南アフリカへの出稼ぎ労働から引退して、出身村で農業に従事するようになっていた。代わりに彼らの息子たちが南アフリカへ出稼ぎに行くのである。南アフリカにいる移民労働者からの送金は、移民自身や親の住居の建設や改築のための建築資材の購入と労賃のほか、主食であるメイズを栽培するための肥料購入費、家族の医療費などに充てられる。南アフリカで長期間、安定した仕事に就くなど、「成功」度の高い移民の場合には、ムズズ市内に土地を購入して住宅を建設したり、製粉業や小売り雑貨店などの零細ビジネスを村のなかで始めたりする場合もある。南アフリカにいる移民労働者が村で所有する農地でメイズを栽培するために村人が雇われることもあり、移民労働者からの送金は出身世帯のみならず、村全体に現金収入を得る機会をもたらしている。

送金は村に残る家族から移民に対して当然のように期待されている行為ではあるが、移民全員が定期的に送金をしていたり、そうすることができたりしているわけではない。後述のように、南アフリカで定職を見つけられず、住居費や食費、職探しに必要な交通費を工面するのにも四苦八苦する移民もいれば、酒代や女性との交際費に浪費してしまう移民もいる。村に残る父親や母親の口からは、しばしば「南アフリカに行った息子に自分は忘れられてしまったのではないか」といった寂しい心情が吐露されたり、「南アフリカにいる息子の携帯電話番号が頻繁に変わるため、連絡を取ることすらままならない」といった愚痴がこぼされたりした<sup>37)</sup>。

息子が南アフリカに出稼ぎに行っている村の親にとっては、息子が村や家族の

---

36) 元移民へのインタビュー（2023年9月14～16日、ムズズおよびムジンバ県C地区）。

37) インタビュー C14（2020年3月7日、ムジンバ県C地区）、C45（2022年9月22日、ムジンバ県C地区）。

ことを忘れ、現地の言葉で「失われた人」を意味するマチョナ (*machona*) になってしまうことが大きな懸念事項である。たとえ村に残る家族と定期的に連絡をとっていたとしても、南アフリカに行ったきり5年や10年という期間、一度もマラウイに帰国したことがない移民は多数いる<sup>38)</sup>。一時帰国のためには、南アフリカからマラウイまでの交通費のみならず、親族へのお土産代などいろいろと出費がかさむ。さらに、南アフリカを出国する際にパスポートに超過滞在の記録が残り、再入国ができなくなるリスクもある。南アフリカにいるマラウイ移民の一時帰国が容易ではないなか、2015年頃からC地区では「嫁を送る」(“post bride”) という新たな慣行が生まれた。マラウイに残る親が、南アフリカに出稼ぎに出ている息子の嫁をマラウイで探し、写真などでのお見合いの後、南アフリカにいる息子のもとへと送り出すのである。やがて息子と嫁の間に子どもが生まれると、しばしば子どもは村にいる祖父母(息子の親)のもとへ送り返される<sup>39)</sup>。このようにして、村に残る親は、南アフリカにいる息子たちの移民労働を支え、息子たちとの絆を維持し続けようとする。

### 3-2. 独立移民の移動を支える仕組み——トランスポーター——

南アフリカで働く独立移民の増加は、南アフリカとマラウイの両国にまたがる彼(女)らの生活を支えるためのさまざまな非公式の商売やサービスを生み出してきた。そのひとつが、トランスポーターと呼ばれる非公式の輸送業者(輸送人)である。トランスポーターの多くは元移民で、ムジンバ県など一部の地域では1980年代にすでに同様のサービス業者が存在していたとされるが(Andersson 2006, 384; Banda 2017b, 12, 23)、国外へ移動する独立移民の増加に伴って、民主化以降、その数が増加したことには疑いがない。トランスポーターとは、マラウイと南アフリカを頻繁に行き来して、マラウイから南アフリカへは移民労働者を、南アフリカからマラウイへは南アフリカ在住の移民から託されたさまざまな「荷物」を運ぶ仕事をする人びとである。移動先国での雇用先の斡旋はしないため、国際労働移動研究の文脈で議論される海外労働斡旋業者ではなく、密航業者

---

38) マラウイ移民へのインタビュー(2018年1月～2019年5月, ジョハネスバーグ)。

39) インタビューC47(2022年9月23日, ムジンバ県C地区)。

に近い存在といえる。ただし、以下で述べるように、サービスの利用者は非合法的な国境越えを試みる人びとのみならず、正規の渡航書類をもつ人びとも含まれるし、トランスポーターが提供するサービスは非合法的な国境越えに限定されるわけではない。筆者がマラウイで聞き取りをした2人の元トランスポーターの場合、一度に南アフリカに連れていく移民労働者の数は4～6人であった<sup>40)</sup>。

南アフリカからマラウイへトランスポーターが運ぶ「荷物」は、スーツケースやラップトップ・バッグなどの比較的小型のものから、ソファや音響機器といった大型家具や電気製品に至るまでの物品にとどまらない。トランスポーターが移民から預かる「荷物」には、南アフリカの通貨ランドの現金、そして移民の赤ん坊や幼児なども含まれる。トランスポーターの仕事をする上では、基本的に南アフリカでの滞在が一度に30日間を超えることはないため、多くのトランスポーターは、マラウイ政府が発行した「クリーンな」パスポートを所持し、すべての国境を合法的に越える。ここで「クリーンな」パスポートとは、パスポート上に南アフリカでの超過滞在の痕跡が記されていないことを意味する。トランスポーターの輸送手段としては、小型トラックやワゴン車などの車両を自ら手配する場合もあるが、多くのトランスポーターは国際旅客バスを利用する。

トランスポーターは、パスポートをもたずに非合法的に国境を越えて南アフリカへ行こうとするマラウイ移民のための密航業者というわけではない。なかにはパスポートを所持していない「顧客」や、南アフリカに超過滞在した過去をもち、南アフリカ政府による入国禁止措置の有効期限が切れていない「顧客」もいるものの、新規にマラウイのパスポートを取得して、初めて南アフリカへ出稼ぎに行く客も多い。国境でのトラブルを避けるため、トランスポーターも「クリーンな」パスポートをもつ客を好む。2020年にコロナ禍が始まる前は、ジョハネスバーグとムズズを結ぶ直通の国際旅客バスが運行されていた。しかも、C地区の村人の多くは、当面の間、身を寄せることのできる親族がジョハネスバーグに存在した。つまり、パスポートを取得し、国際旅客バスのチケットを購入してバスに乗れば、ジョハネスバーグのバス停で新規の移民労働者を親族が出迎えてくれる、

---

40) 1人の元トランスポーターは通常3～4人、最多で6人とし、もう1人の元トランスポーターは最少4人、最多で6人と述べた。インタビュー C60, C61 (2023年9月15日, ムジンバ県C地区)。

という状況が成り立つような村人ですら、とくに最初の出稼ぎに行く際にはトランスポーターに頼る場合が多かった。それはなぜか。

トランスポーターという職業が成り立つ理由として、筆者は2つの点が重要だと考える。1つは、トランスポーターが提供するサービスの特性に関係している。マラウイから南アフリカへ陸路で移動する場合には複数の国境を越えなければならないが、トランスポーターは陸路移動中にしばしば遭遇する検問や国境での出入国管理官や警察官への対応を代わりに行ってくれる存在である。マラウイから南アフリカへ陸路で移動する際に最もよく利用される国際旅客バスのルートでは、まずマラウイを出国してモザンビークへ入国し、その後モザンビークを出国してジンバブウェへ入国、そして最後にジンバブウェを出国して南アフリカへ入国する。つまり、合わせて6つもの国境検査場を通らなければならない。たとえ何も問題がない「クリーンな」パスポートをもっていたとしても、出入国管理官からどのような質問をされるのか、どういった受け答えが正しいのかがわからず、国境を無事に越えられないかもしれない。この不安を解消するために、国境通過の作法をよく知るトランスポーターと一緒に行くことを選ぶのである。

先行研究によれば1990年代初頭からマラウイ人は南アフリカ入国時に30日間の一時滞在許可（ビザ）を取得できることになった（Andersson 2006, 382）。だが、2000年代半ば以降、南アフリカに入国するマラウイ人は滞在費として3000ランドの現金を所持していることを南アフリカの出入国管理官に提示することを求められるようになった<sup>41)</sup>。南アフリカ在住マラウイ人のチウムミアは、両国間を国際旅客バスで移動した際の参与観察とインタビュー調査に基づき、国境検査場での現金の一時貸与や役人との賄賂交渉をバス会社の添乗員や運転手が行っていることを報告しているが（Chiumia 2016）、トランスポーターも同様の「サービス」を提供する。さらに、トランスポーターは南アフリカにいる親族の居所まで届けることが仕事であるため、万が一、バス停に親族が迎えに来ていなかった場合などに、何も知らない大都市ジョハネスバーグで路頭に迷うリスクをなく

---

41) 3000ランドはおよそ2万4000円（1ランド≒8円、2024年1月の交換レート）。この金額は、マラウイから南アフリカへの国際旅客バスの片道料金の2～3倍に相当する。



すことができる<sup>42)</sup>。

もう1つの点は、南アフリカ、とくにジョハネスバーグにおけるマラウイ移民の規模の大きさと彼（女）らが従事する仕事の特性にかかわっている。筆者が話を聞いた元トランスポーターは、ジョハネスバーグで一度に運ぶ分量の「荷物」を集めるのにかかる時間はわずか2週間程に過ぎない、と述べた。それに対して、マラウイで南アフリカへ行く「顧客」を探すにはその倍の1カ月程度かかることもあるという<sup>43)</sup>。南アフリカからマラウイへ「荷物」を送る需要が大きいことを示すが、それについてムジンバ県で筆者の通訳と調査補助員を務めてくれたJ氏は、自らの元移民労働者としての経験をもとにこう語った。

南アフリカで私たちマラウイ人は、男性も女性もともに、白人家庭で庭師や家事労働者として働く場合が多く、できる限りそういった仕事を探す傾向もある。そして、私たちは電気製品や家具、洋服など、白人家庭から出る不用品を譲り受けることも多い。南アフリカではこういったものを保管しておくスペースがないので、とりあえずマラウイへ送ろうと考える。南アフリカで中古品として売ればいいとも思うけれど、南アフリカの黒人に高い値段で売ることは難しい<sup>44)</sup>。

トランスポーターにマラウイへの「荷物」の輸送を依頼する場合、代金は全額発払いであり、輸送途中で「荷物」が紛失する可能性もゼロではない。それでも、トランスポーターは南アフリカのマラウイ移民が、マラウイの村に残る家族や親族、住居にさまざまなモノや人を送ることを助けるというその仕事を通じて、移民が村との繋がりを維持し、トランスナショナルな生活空間での生計を営む上で重要な役割を果たしている。

トランスポーターの多くは元移民であり、移民とトランスポーターの境界は曖

---

42) 南アフリカに住むジンバブウェ移民について調査したWorby(2010)は、ジンバブウェからやってくる親族を避けるために携帯電話の番号を変えたり、電源を切ったりしている移民が多くいることを報告している。

43) インタビュー C61 (2023年9月15日, ムジンバ県C地区)。

44) フィールドノート (2023年9月14日, ムジンバ県)。

味である。トランスポーターの仕事をして10年以上も続けている者がいる一方で、移民からトランスポーターになるだけではなく、トランスポーターから移民に戻る場合もある。筆者が話を聞いた3名の元トランスポーターは全員、トランスポーターになる前は、南アフリカで移民労働者として働いていた。うち2人は男性であったが、トランスポーターになったきっかけは、マラウイにいる家族の病気やマラウイで牧師として活動し始めたなど、個人的な事情で頻繁に帰国する必要性が生じたためであった。もう1人の女性元トランスポーターは、南アフリカでの定職を失ったことでトランスポーターの仕事を始めようとした。男性のうち1人は、2年間、トランスポーターをした後、再び南アフリカへ行き、移民労働者として働いた。南アフリカで安定した仕事を得られるのであれば、トランスポーターよりも移民労働者として働く方がいいというのが3人の一致した意見だった<sup>45)</sup>。

トランスポーターとしての1回の南アフリカ渡航で得られる収入金額は決まっていないため、調査協力者の元トランスポーターから収入や利益率について明確な回答を得ることはできなかったが、調査協力者が「トランスポーターよりも移民労働者として働く方がいい」と口をそろえる背景として、この仕事に伴う大きな不確実性をあげることができる。トランスポーターの利益率を左右する重要な要素のひとつが、運んでいる「荷物」に対して支払う公式・非公式の「税金」である。マラウイに入国する際に支払う関税や通過国の国境や路上での検問の際に求められる可能性がある「罰金」をいかに低く抑えられるかは、国境検査場や検問でトランスポーター自身が発揮する交渉力のみならず、運の要素も多分に関係してくる。「荷物」の紛失や現金を預かった場合の通貨交換レートをめぐり、「顧客」とトラブルになることもある<sup>46)</sup>。ジョハネスバーグにはマラウイへ「荷物」を送りたがっている多数のマラウイ移民がいるものの、「マラウイでゆっくりしすぎると顧客を失ってしまう」という調査協力者の言葉からは<sup>47)</sup>、トランスポー

---

45) インタビュー C56 (2023年9月14日, ムズズ), C60, C61 (2023年9月15日, ムジンバ県C地区)。

46) インタビュー C60 (2023年9月15日, ムジンバ県C地区)。マラウイで現金を受け取る側ではなく、南アフリカでトランスポーターに現金を預けるマラウイ移民が、マラウイ国内の闇市場での南アフリカ通貨ランドとマラウイ通貨クワチャの交換レートを熟知しており、少しでも悪いレートだと声高に苦情が寄せられて対応に苦勞する、とのことだった。

47) インタビュー C61 (2023年9月15日, ムジンバ県C地区)。

ター間で競争が存在し、それが利益率に影響を与えている可能性も示唆された。

### 3-3. 南アフリカにおけるマラウイ移民のネットワークと相互扶助組織

マラウイ移民が南アフリカで「成功」できるかどうかは、ひとえに安定した収入を得られる仕事に就けるか否かにかかっている。ここで重要な役割を果たすのが、親族や友人のネットワークである。ムジンバ県C地区の調査では、1990年代半ば以降に南アフリカへの出稼ぎ労働を経験した元移民、息子や娘を南アフリカへ送り出した世帯の母親や父親、いずれの聞き取りにおいても、ジョハネスバーグないしケープタウンで迎え入れてくれる親族がいる場合がほとんどであった。C地区出身の移民が南アフリカで自分たちの生活を支えるネットワークを発展させてきた背景にはもちろん、独立移民を輩出してきたこの地区の1世紀に及ぶ歴史的伝統が存在する。それと同時に、南アフリカでは彼（女）らの多くが超過滞在者として非正規の状態にあるために、南アフリカ政府が提供する公的な制度には頼ることができない、という事情も関係している。

マラウイ移民の多くがこのネットワークを通じて住居や仕事を探す結果、前述のように、南アフリカではマラウイ移民の多くが、男性の場合は庭師や家事労働者、集合住宅の管理人、女性の場合は家事労働者として就労することになる。以前は雇用主として白人家庭が多かったが、現在ではインド系や黒人の家庭で雇用される場合もある。民主化前よりも減ってはいるが、庭師や家事労働者は住み込みで雇われることも多く、雇用主が無料で提供する従業員用住宅にマラウイから仕事を求めてやってきたばかりの親族を一時的に住まわせることもある。

移民のネットワークの議論では、その社会資本としての機能と同時に限界も指摘されているが (FitzGerald 2015, 121; Menjivar 2000)、南アフリカに住むマラウイ移民のネットワークを考える上では、それが必ずしも非正規移民のみによって構成される、同質的で、脆弱な性質をもつわけではないことを指摘する必要がある。南アフリカが民主化した直後の1996年、当時のマンデラ政権は非正規移民を対象とする恩赦 (アムネ스티) を実施し、該当者には永住権が与えられた。対象となったのは当時の南部アフリカ開発共同体 (Southern African Development Community: SADC) 加盟10カ国の出身者で、マラウイ人も含ま

れた<sup>48)</sup>(Peberdy 2009, 155-157)。永住権を取得した人びとは、南アフリカで合法的に就労し、銀行口座を開設したりすることが可能となった。すべての非正規移民が永住権を取得できたわけではないものの、非正規移民を支えるネットワークに永住権をもつ移民が加わることは、ネットワークが提供する資源の増加につながる。住宅の賃貸契約を結んだり、銀行から送金したりなど、身分証明書が必要な手続きを行える移民がネットワーク内に存在することになるからである。前述のM氏はこのときに永住権を取得しており、ジョハネスバーグに借りていたM氏の住居はM氏と同年代の親族(いとこ)のみならず、甥、姪などを引き付ける磁石のような存在となっていた。

永住権を取得したM氏がマラウイからやってくる親族を受け入れ続けたのは、このネットワークがムジンバ県C地区の村に住む親族により構成されており、ネットワークのなかに村の規範が埋め込まれていたからだと考えられる。ムジンバ県の別の地区の村出身で、ジョハネスバーグに暮らすマラウイ移民女性は、同郷の人びとを助ける規範の意味を次のように表現した。

同郷のマラウイ人がジョハネスバーグで困った時に助けるのは、もしも自分自身に何かあったときに、自分の子どもたちが助けてもらうようにするためよ。ジョハネスバーグで困ったときに助けを求めても何もしてくれないマラウイ人がいたとしたら、私はその人の子どもや甥、姪などがジョハネスバーグに来たときに助けてあげたりしないわ<sup>49)</sup>。

この発言は、南アフリカにおけるマラウイ移民の同郷者のネットワークが数世代にわたる移民労働の歴史のなかで形成され、世代を超えて引き継がれるものであることを示唆している。

---

48) 恩赦の対象となったのは、5年以上継続して南アフリカに居住しており、犯罪歴がなく、生産的な経済活動に従事するSADC諸国出身者である。ただし、対象者全員が恩赦を申請したり、認められなかったわけではなかったのと同様に、たとえば滞在期間が5年未満など、厳密には条件を満たさなくてもかわらず、永住権を取得した人がいた可能性がある。当時のSADC加盟国はアンゴラ、ボツワナ、スワジランド(現エスワティニ)、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、タンザニア、ザンビア、ジンバブウェ。

49) インタビュー M13 (2021年12月18日、オンライン)。

さらに、マラウイ移民のネットワークでは、雇用主も重要な一員として位置づけられている。親切的な雇用主であれば、何らかの事情で急に現金が必要になった際に給料の前払いを頼むことができたり、食料の支援をしてくれたりする場合がある。衣類や家具など、家庭内で出る不用品を家事労働者に与える雇用主が多いことはすでに述べた。さらに、コロナ禍のような非常事態の際には、通いの家事労働者の間では職を失った移民がたくさんいたが、仕事も住居も保証されている住み込みの家事労働者は経済的な損失を被らずに済んだという話を複数人から聞いた<sup>50)</sup>。ジョハネスバーグで家事労働者として働くマラウイ移民女性は、家事労働の仕事を見つける方法として、(1) 雇用主から家事労働者を探している友人を紹介してもらい、(2) 友人や知人を通じた紹介、(3) 派遣会社に登録の3通りがあるとし、このなかでは雇用主に新たな雇用主を紹介してもらうのが最善であるとした<sup>51)</sup>。雇用主のネットワークにいる人物を自分のネットワークに組み込むのである。

待遇面や性格的に「よい」雇用主に巡り合えたときには、その仕事を維持するために親族や友人のネットワークが活用される。たとえば、移民がマラウイに一時帰国する際には、同じ教会に通う仲間など、信頼のおけるマラウイ人を雇用主に紹介し、南アフリカを離れている間、自分の身代わりとして働いてもらう、ということがよく行われる。南アフリカにはキリスト教徒とムスリムのマラウイ人がいるが、北部出身者はほとんどがキリスト教徒である。キリスト教徒が通う教会は、中央アフリカ長老派教会 (Church of Central Africa Presbyterian: CCAP) やセブンスデー・アドベンチスト教会 (Seventh Day Adventist: SDA) などさまざまであるが、CCAPはマラウイの現地語であるチェワ語やトウンブカ語でサービスが行われる、マラウイ人教会である。さらに、40代後半などある程度の年齢に達して、南アフリカでの出稼ぎ労働から「引退」を考えるようになった移民労働者のなかには、学業を終えた息子や娘をマラウイから南アフリカに呼び寄せて、雇用主に紹介し、自分の仕事を引き継ぐように手配する場合もある<sup>52)</sup>。

---

50) インタビュー M13 (2020年10月11日, オンライン; 2023年11月9日, ジョハネスバーグ)。

51) インタビュー M11 (2019年3月25日, ジョハネスバーグ)。

52) インタビュー C62 (2023年9月15日, ムジンバ県C地区)。

しかしながら、マラウイ移民が全員、南アフリカで定職に就けているわけではなく、それはジョハネスバーグで迎え入れてくれる親族がいるムジンバ県C地区出身の移民にもしかりである。元移民のG氏（50代半ば）は、ジョハネスバーグのテンピサ・タウンシップで掘っ立て小屋を借りて住みながら、平日は毎朝、乗り合いタクシーでミッドランド地区に行き、道路際に座って、日雇い労働者を探しに来るボスを待つ日々を送った。日雇いの仕事が得られなかった日には、歩いてテンピサまで戻らなければならないこともあった。運よく3カ月間、建設現場で働けたときもあり、その時分にはマラウイに残る妻と子どもたちに少額の送金をした。だが、南アフリカにいた7年間のほとんどは道路際にピックアップを待つ日々で、最終的に父親からの送金がほとんどないことに痺れを切らした息子が南アフリカにやってきて、仕事を心得て帰国費用を工面し、G氏を説得してマラウイに帰国させた。筆者がムジンバ県C地区で会ったとき、G氏は帰国してからすでに4年が経過していたが、「また南アフリカに戻りたい」、「今度こそ定職を見つけられるかもしれないから」と語っていた<sup>53)</sup>。同じく道路際にピックアップを待ち、ジョハネスバーグでは不安定な日雇いの仕事しか得られなかったという30代前半のP氏は、当時は仕事をめぐって他国出身の移民と喧嘩をするようになり、酒に溺れて自堕落な生活を送るようになっていたと回想した<sup>54)</sup>。

南アフリカでマラウイ移民が頼るネットワークの主たる機能は、新たにやってきた移民に当面の住居を提供することと、可能な限り仕事を融通し合うことである。そして移民が南アフリカで仕事をするために、移民の出身村も重要な役割を果たしている。南アフリカにいるマラウイ移民の多くは、子どもがいる場合はたいい村に子どもを残して出稼ぎに行く。最初に夫だけが南アフリカに行き、後から妻を呼び寄せたり、あるいは独身で出稼ぎに行き、南アフリカでマラウイ女性と結婚したりして、南アフリカで子どもが生まれた場合、移民の多くは子どもを村に送り返す。これは、南アフリカで夫（男性）のみならず、妻（女性）も賃労働に従事して、できるだけ多くのカネを稼ぐためである。また、南アフリカで非正規移民として生活していることから、子どもを公立校に入学させる際に必要

---

53) インタビュー C67 (2023年9月16日, ムジンバ県C地区)。

54) インタビュー C58 (2023年9月14日, ムジンバ県C地区)。

な書類の入手が困難であるためでもある。村では、子どもからみて祖父母やおじ、おばにあたる親族が子どもの面倒をみる。村にいる親族の側では、子どもを預かることで、南アフリカに行った移民から定期的な送金を受け取れる可能性が高まることを期待する。

「社会的保護としての移民労働」は、移民労働者が健康体であることにより成り立つ戦略である。南アフリカで何らかの病気を発症し、南アフリカの病院では適切な治療が受けられなかったり、あるいは治療を受けても回復しなかったりした場合、マラウイ移民の多くは帰国して西洋医学や伝統薬の治療を受けることを望むようになる。また、治癒の見込みがないほどの大病を患ったり、運悪く事故にあったり事件に巻き込まれたりして、命を落としてしまう移民もいる。就労先の南アフリカではなく故郷のマラウイで埋葬されることは、多くのマラウイ移民にとって極めて大切なことであり、それを実現するために、南アフリカのマラウイ移民は、彼（女）らがソサイエティと呼ぶ遺体の搬送と葬儀のための相互扶助組織を発展させてきた（Banda 2019, 193-201）<sup>55)</sup>。

ソサイエティは通常、複数の出身村から構成される一定の地理的範囲や教会のメンバーなどを母体に結成されるが、なかにはマラウイ移民ならば誰でも加入できるソサイエティもある。ソサイエティごとに詳細は異なるが、通常、会員になるには加入料を支払ったのち、一定額の会費を毎月納め続ける必要がある。会員から徴収される現金は、ソサイエティとして開設した銀行口座に預けられる場合が多く、そこから会員本人もしくは家族が死亡した場合の棺代や遺体の搬送料が支払われるほか、マラウイの遺族に対して葬儀代や香典が渡される。死亡時のみならず、ケガや病気のために南アフリカで働けなくなったためにマラウイへの帰国を決意した際にも、会員は国際旅客バス代として現金を受け取ることができる。個人的な理由でマラウイに帰国する場合には、ソサイエティによっては、支払った金額の一部が払い戻される場合もある。ソサイエティは毎月、会合をもち、12月には収支報告会を兼ねたパーティが開かれる<sup>56)</sup>。

55) このような組織はマラウイ移民に限ったことではなく、名称は異なるものの、ジンバブウェ移民や農村から都市へ出てきた南アフリカの国内移民にも多くみられる。ジンバブウェ移民の間では、ジンバブウェ人が設立した葬儀保険会社の葬儀保険（funeral policy）を利用する人も多い。

56) インタビュー M24（2021年12月19日、オンライン）。

ソサイエティのような会員から会費を集金して運営される自治的な相互扶助組織は、組織が存続する上での前提条件として会員間での信頼や規範が必要である。加えて、ジョハネスバーグのマラウイ移民の間では、ソサイエティの銀行口座を開設する際に、ソサイエティのなかで決められた3名程度の役職者を代表として銀行に登録し、複数名の立ち合いなし署名がなければ現金を引き出せないようにして、現金の持ち逃げを防ぐような物理的な仕組みが導入されることが多々ある。加入したソサイエティを選んだ際の基準が何だったのかについて聞いてみると、「会則」が整備されているかどうかなど、相互の信頼や規範が強く働くような地縁や血縁とは異なる基準を挙げるマラウイ移民もいた<sup>57)</sup>。

ソサイエティに対して毎月の会費を支払うには定期的な収入が必要であるため、日雇いの仕事しか得られないマラウイ移民のなかでソサイエティに加入している人はほぼいない。こういった移民が亡くなった際には、棺代、遺体の搬送代、そして葬儀代のために教会やWhatsAppなどを通じて広く寄付が募られる。しかしながら、十分な金額が集まるまでに時間がかかることも多く、その間、遺体は遺体安置所におかれ続けることになる。遺体の搬送費用が工面されず、最終的に南アフリカで埋葬されることもある。このような事態を避けるため、ソサイエティという制度が発展し、毎月の会費を支払うことのできるマラウイ移民は、異国の地における不遇の死という事態に直面した場合でも、最終的にマラウイへ帰国できるよう、備えておくのである。

## ■ おわりに

本章では、鉱山会社とマラウイ政府の間で結ばれた協定により20世紀後半に南アフリカの金鉱山へと送り出された元鉱山労働者、そして民主化前後の時期から急増した独立移民、これら2つのカテゴリーの(元)移民労働者それぞれに関して、社会的保護をめぐるどのような制度、実践、課題が存在するのかを考察してきた。

---

57) インタビュー M11 (2019年3月25日、ジョハネスバーグ)。



マラウイ人の元鉱山労働者の社会的保護をめぐる課題は、鉱山労働における歴史的な遺制の清算ともいうべきものであり、マラウイでは1994年の民主化前から政治的争点となっていた。しかし、国内で元鉱山労働者が未払いの給付金の支払いを求めてマラウイ政府に対してデモや請願活動をするだけでは、事態の進展は限られていた。それが21世紀に入り、南アフリカで元鉱山労働者による社会保障費の支払いを求める運動や、金鉱山での健康被害に対する賠償金を求める裁判が起こったことで、鉱山労働者の社会的保護が南部アフリカ地域全体に共通する課題として認識されるようになった。それをきっかけに、マラウイでは元鉱山労働者の運動が再び活性化し、長い時間がかかってはいるものの、かつて南アフリカの金鉱山で就労していた際に退職基金への積立金を納めていた元鉱山労働者とその遺族に対する年金／退職金の支払いが2022年1月に実現した。たとえこの年金／退職金を受け取れるマラウイ人の元鉱山労働者の数が限られているとしても、南部アフリカにおける鉱山労働の歴史を鑑みれば、未払いであった年金／退職金が元移民鉱山労働者に支給されたという事実は重い。

移民労働者が帰国後に移動先国での就労に起因する健康被害に対する補償金を受け取るのが極めて困難であることは、2020年に成立したツィアミノ信託基金の事例から明らかである。発足から4年が経過した現在においてもマラウイから同基金への申請は1件も提出されていない。マラウイ国内で同給付金制度に申請できるような体制が整えられない限り、マラウイ人の元鉱山労働者は、南アフリカ人の鉱山労働者と比べて常に不利な状態におかれ続けることになる。信託基金とマラウイ政府の話し合いの場に、元鉱山労働者の団体であるEMAMが参加を認められていることは当事者の意見を反映させるために重要なことであるが、資源の限られたEMAMがマラウイの元鉱山労働者に対して広くフィードバックを行えるような状態にはないことも事実である。そのため、2010年代半ばの未払いの年金／退職金に関する全国的なキャンペーンのときに発生したような大きな誤解が、EMAMと元鉱山労働者の間で再び生じる危険性もある。

民主化後に主流となった独立移民については、マラウイ北部から南アフリカへの数世代に及ぶ移民労働の歴史を通じて、「社会的保護としての移民労働」がいかに村のなかで浸透し、「ごく当たり前」の生計手段となってきたのかを明らかにした。この戦略を維持するために、トランスポーターのような非公式のサービ

ス業が生まれ、南アフリカでは住居や雇用を確保するために親族や友人のネットワークが発展してきた。移民のネットワークは、その社会資本としての機能が注目される一方で、限界も指摘されている。本章では、南アフリカの馬拉ウイ移民が、自分たちのネットワークに正規の滞在資格をもつ移民や雇用主を取り込むことにより、いかにしてネットワークの質を高めようと試みてきたかを強調した。だが、当然ながら、失業率の高い南アフリカでは、馬拉ウイ移民全員が安定した職を得て、定期的に村に送金することができているわけではない。日雇いの仕事すら満足に得られない移民は、移民が結成する相互扶助組織に参加することもできない。

調査地の馬拉ウイ北部州ムジンバ県C地区から南アフリカへの移民労働は、すでに4世代にわたり行われてきている。デモンストレーション効果を通じて、村のなかの新たな世帯に南アフリカへの移民労働が広がってきたことを論じたが、村から最初に南アフリカに行った男性を輩出した世帯の子孫も南アフリカへの移民労働を続けている。そのことは、南アフリカへの移民労働によりもたらされる送金が、村にある住宅の改良や馬拉ウイでの医療費や子どもの教育費、メイズ栽培のための肥料購入費、農作業のための労働者の賃金支払いのようなさまざまな形で、村のなかの移民送り出し世帯に社会的保護を提供する一方で、南アフリカへの移民労働をせずに、馬拉ウイ国内で生計を立てられるような方向へは寄与してこなかったことを意味する。そしてその理由は、南アフリカで得られる雇用先が、比較的安定した常勤の仕事であっても、家事労働者や庭師、清掃員やレストランの調理係などの低い賃金水準の仕事に限られてきたことや、こういった低賃金の仕事にすら就けず、路上で日雇いの仕事を探すことを強いられている馬拉ウイ移民が多数いることにある。

馬拉ウイ移民のなかで、誰が、南アフリカで安定した好条件の仕事に就けるのかを決定する要因は多岐にわたる。家事労働者やレストランなどで常勤の仕事に就いている(あるいはかつて就いていた)複数の馬拉ウイ(元)移民が語るように、「怠惰」ではないこと、つまり移民個人の性格や素養も一因ではあるだろう<sup>58)</sup>。加えて筆者には、よい雇用主に巡り合えるか否かという「運」や、南アフリカ経済の

---

58) フィールドノート(2022年9月23日、2023年9月16日、ムジンバ県)。

状況といった、移民個人の力ではどうしようもないことも非常に大きな要因として関係しているように思われる。南アフリカで聞き取りに応じてくれたマラウイ移民、マラウイで聞き取りに協力してくれた元移民、いずれもそのほとんどが超過滞在の非正規移民または元非正規移民であった。非正規移民として彼（女）らが用いる数々の非公式な実践は、公的な制度の不足を補う形で発展するものであるが、公的な制度によりその創意工夫の範囲を制限されてしまうものでもある。Chiumia(2016)は、2010年以降、マラウイでパスポートの仕様が変更され、生体認証データの登録が必要となったため、偽造パスポートを取得するなど、非正規の方法で国境を越えるために移民が支払う費用が増加したと述べている。1世紀にわたって続いてきたマラウイから南アフリカへの移民労働が簡単に終焉するとは思えないが、国境を越える移民労働の制限が強化されることは、「社会的保護としての移民労働」を実現するためのコストの増加をもたらすことは明らかである。

**【付記】** 本研究のための現地調査の一部は、科研費17K02064, 21K12399の助成を受けて実施しました。マラウイでの調査実施にあたっては、東京農業大学の高根務さんと五野日路子さんから助言をいただきました。南アフリカとマラウイでの聞き取り調査に協力してくださった方々、調査補助員、そして現地案内人の方々にも深く感謝申し上げます。

#### 【参考文献】

##### 〈日本語文献〉

佐藤千鶴子 2013.「南アフリカ、マリカナ鉱山の悲劇から1年」『アフリカレポート』(51): 79-91.

##### 〈外国語文献〉

Andersson, Jens A. 2006. “Informal Moves, Informal Markets: International Migrants and Traders from Mzimba District, Malawi.” *African Affairs* 105(420): 375-397.

African News Agency 2017. “Former Mineworkers Paid More Than R60m by Unclaimed Benefits Funds.” 31 January.

<https://www.engineeringnews.co.za/print-version/former-mineworkers-paid-more-than-r60m-by-unclaimed-benefits-funds-2017-01-31> (2024年9月13日アクセス)

Avato, Johanna, Johannes Koettl and Rachel Sabates-Wheeler 2010. “Social Security Regimes, Global

- Estimates, and Good Practices: The Status of Social Protection for International Migrants.” *World Development* 38(4): 455-466.
- Banda, Harvey C. Chidoba 2017a. “The Decline in Mine Migrancy and Increase in Informal Labour: Migration from Northern Malawi to South Africa, 1970s-1980s.” *New Contree* (79): 65-85.
- 2017b. *Perspectives of Labour Migration from Mzimba District, Malawi, to South Africa*. Mankon, Bamenda: Langaa Research & Publishing CIG.
- 2019. “The Dynamics of Labour Migration from Northern Malawi to South Africa since 1974.” Ph.D thesis, Witwatersrand University.
- Bilecen, Başak and Karolina Barglowski 2015. “On the Assemblages of Informal and Formal Transnational Social Protection.” *Population, Space and Place* 21(3): 203-214.
- Boeder, Robert Benson 1974. “Malawians Abroad: The History of Labor Emigration from Malawi to Its Neighbors, 1890 to the Present.” Ph.D thesis, Michigan State University.
- Botiveau, Raphaël 2017. *Organise or Die? Democracy and Leadership in South Africa’s National Union of Mineworkers*. Johannesburg: Wits University Press.
- Brettell, Caroline B. 2015. “Theorizing Migration in Anthropology: The Cultural, Social, and Phenomenological Dimensions of Movement.” in *Migration Theory: Talking Across Disciplines, Third Edition*, edited by Caroline B. Brettell and James F. Hollifield, New York and London: Routledge, 148-197.
- Chauwa, Alfred 2016. “Ex-miners Accuse Malawi Govt of Snatching Their Documents: 9,000 to Get Paid.” *Nyasa Times*, 8 April.  
<https://www.nyasatimes.com/ex-miners-accuse-malawi-govt-of-snatching-their-documents-9000-to-get-paid/> (2024年5月22日アクセス)
- Chirombo, Richard 2021. “Ex-miners’ Painful Wait for Benefits.” *Times*, 10 September.  
<https://times.mw/ex-miners-painful-wait-for-benefits/> (2022年5月28日アクセス)
- Chirwa, Wiseman Chijere 1992. “‘Theba’ is Power”: Rural Labour, Migrancy and Fishing in Malawi, 1890s-1985.” Ph.D thesis, Queen’s University, Canada.
- 1997. “‘No TEBA... Forget TEBA’: The Plight of Malawian Ex-migrant Workers to South Africa, 1988-1994.” *International Migration Review* 31(3): 628-654.
- 1998. “Aliens and Aids in Southern Africa: The Malawi-South Africa Debate.” *African Affairs* 97(386): 53-79.
- 1999. “Jailing the Voiceless: Ex-migrant Workers and Popular Struggles in Malawi.” *Nordic Journal of African Studies* 8(1): 1-20.
- Chiumia, Sintha Cynthia 2016. “Bus Trip to Joni: The Story of Undocumented Malawian Migrants’ Journeys to Johannesburg.” MA thesis, University of Witwatersrand.
- Crush, Jonathan, Alan Jeeves and David Yudelman 1991. *South Africa’s Labor Empire: A History of Black Migrancy to the Gold Mines*. Boulder, San Francisco, Oxford: Westview Press.
- Ehrlich, Rodney, Alex Montgomery, Paula Akugizibwe and Gregg Gonsalves 2018. “Public Health Implications of Changing Patterns of Recruitment into the South African Mining Industry, 1973-2012: A Database Analysis.” *BMC Public Health* 18(93).

- <https://doi.org/10.1186/s12889-017-4640-x>
- Faist, Thomas, Başak Bilecen, Karolina Bargłowski and Joanna Jadwiga Sienkiewicz 2015. “Transnational Social Protection: Migrants’ Strategies and Patterns of Inequalities.” *Population, Space and Place* 21(3): 193-202.
- FitzGerald, David Scott 2015. “The Sociology of International Migration.” in *Migration Theory: Talking Across Disciplines, Third Edition*, edited by Caroline B. Brettel and James F. Hollifield, New York and London: Routledge, 115-147.
- Fritz, Sue 2015. “Unclaimed Benefits Funds Achieve Significant Increase in Tracing Success Rates.” 25 August.  
<https://www.fanews.co.za/article/retirement/1357/general/1358/unclaimed-benefit-funds-achieve-significant-increase-in-tracing-success-rates/18570> (2024年9月13日アクセス)
- Fultz, Elaine and Bodhi Pieris 1997. “The Social Protection of Migrant Workers in South Africa.” ILO/SAMAT Policy Paper No.3, Harare: ILO.  
<https://www.ilo.org/public/french/region/afpro/pretoria/papers/1997/polpap3/index.htm> (2024年2月10日アクセス)
- Johnson, Jessica A. 2017. “After the Mines: The Changing Social and Economic Landscape of Malawi-South Africa Migration.” *Review of African Political Economy* 44(152): 237-251.
- Kistnasamy, Barry, Annalee Yassi, Jessica Yu, Samuel J. Spiegel, Andre Fourie, Stephen Barker and Jerry M. Spiegel 2018. “Tackling Injustices of Occupational Lung Disease Acquired in South African Mines: Recent Developments and Ongoing Challenges.” *Globalization and Health* 14(60).  
<https://doi.org/10.1186/s12992-018-0376-3>
- Kunchezera, Benson 2021. “For Malawi’s Ex-miners, the 33-year Wait for Their South African Wages Continues.” 21 September.  
<https://www.business-humanrights.org/ja/%E6%9C%80%E6%96%B0%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%82%B9/malawi-ex-miners-still-waiting-for-their-pay-checks-33-years-after-returning-from-jobs-in-south-africa/> (2024年9月13日アクセス)
- Ledwaba, Lucas and Leon Sadiki 2016. *Broke & Broken: The Shameful Legacy of Gold Mining in South Africa*. Auckland Park: Blackbird Books.
- Levitt, Peggy, Jocelyn Viterna, Armin Mueller and Charlotte Lloyd 2017. “Transnational Social Protection: Setting the Agenda.” *Oxford Development Studies* 45(1): 2-19.
- McCracken, John 2012. *A History of Malawi 1859-1966*. Suffolk: James Currey.
- McCulloch, Jock 2013. “Medicine, Politics and Disease on South Africa’s Gold Mines.” *Journal of Southern African Studies* 39(3): 543-556.
- Menjívar, Cecilia 2000. *Fragmented Ties: Salvadoran Immigrant Networks in America*. Berkeley, Los Angeles and London: University of California Press.
- Mines 1970 Provident Fund 2008. “Report from the Mines 1970’s Provident Fund to the Ad Hoc Parliamentary Committee on Matters Related to Ex-mineworkers.”  
<https://static.pmg.org.za/docs/080215mines1970sfund.htm> (2024年9月13日アクセス)
- Money, Duncan 2019. “‘Aliens’ on the Copperbelt: Zambianisation, Nationalism and Non-Zambian

- Africans in the Mining Industry.” *Journal of Southern African Studies* 45(5): 859-875.
- Mpedi, L.G. and M. Nyenti 2013. “Portability of Social Security Benefits in Mining Sector: Challenges Experienced by Former Mineworkers in Accessing Social Security Benefits in Selected Southern African Countries.” Southern Africa Trust.  
<https://knowledgehub.southernafricatrust.org/site/assets/files/1443/portability-of-social-security-benefits-in-the-mining-sector.pdf>(2024年2月10日アクセス)
- Mushai, Albert 2020. “The Long Road to Compensation for Silicosis Sufferers in South Africa.” *Journal of Southern African Studies* 46(6): 1127-1143.
- National Statistical Office 2020. *2018 Malawi Population and Housing Census: Migration Report*. Zomba: National Statistical Office .  
<https://cms.nsomalawi.mw/api/download/260/Migration-Thematic-Report.pdf>(2024年9月11日アクセス)
- Paton, Bill 1995. *Labour Export Policy in the Development of Southern Africa*. Basingstoke: Macmillan Press.
- Peberdy, Sally 2009. *Selecting Immigrants: National Identity and South Africa’s Immigration Policies 1910-2008*. Johannesburg: Wits University Press.
- Phiri, Angella 2021. “Only 81 Ex-miners to Get Compensation, Says Govt.” *The Nation*, 16 November.  
<https://mwntation.com/only-81-ex-miners-to-get-compensation-says-govt/>(2024年9月13日アクセス)
- PMG (Parliamentary Monitoring Group) 2008. “Mineworker’s Provident Fund & Minds 1970’s Provident Fund briefings: Matters Relating to Ex-Mineworkers.” 15 February.  
<https://pmg.org.za/committee-meeting/8790/>(2024年2月10日アクセス)
- Sabates-Wheeler, Rachel 2010. “Coping and Investment Strategies of Migrants in the South: Malawian Migrants in South Africa.” in *Migration and Social Protection: Claiming Social Rights Beyond Borders*, edited by Rachel Sabates-Wheeler and Rayah Feldman, Palgrave Macmillan, 232-261.
- Sabates-Wheeler, Rachel and Rayah Feldman 2011. “Introduction: Mapping Migrant Welfare onto Social Provisioning.” in *Migration and Social Protection: Claiming Social Rights Beyond Borders*, edited by Rachel Sabates-Wheeler and Rayah Feldman, Palgrave Macmillan, 3-35.
- Sanderson, F. E. 1961. “The Development of Labour Migration from Nyasaland, 1891-1914.” *Journal of African History* 11(2): 259-271.
- Southern African Trust, Ford Foundation and SAMA 2014. “Portability and Access of Social Security Benefits by Former Mine Workers.” Regional Dialogue Report, 27-28 February, Pretoria.  
[https://knowledgehub.southernafricatrust.org/site/assets/files/1613/portability\\_and\\_access\\_of\\_social\\_security\\_benefits\\_by\\_former\\_mine\\_workers\\_2014.pdf](https://knowledgehub.southernafricatrust.org/site/assets/files/1613/portability_and_access_of_social_security_benefits_by_former_mine_workers_2014.pdf)(2024年2月10日アクセス)
- Tembo, Fazilla 2022. “15 Malawian Ex-miners Receive Benefits from South Africa.” *Nyasa Times*, 20 January.  
<https://www.nyasatimes.com/15-malawian-ex-miners-receive-benefits-from-south-africa/>  
 (2024年9月13日アクセス)
- UNDESA (United Nations Department of Economic and Social Affairs, Population Division) 2020. *International Migrant Stock 2020*. POP/DB/MIG/Stock/Rev.2020.

<https://www.un.org/development/desa/pd/content/international-migrant-stock> (2024年5月16日  
アクセス)

Worby, Eric 2010. "Address Unknown: The Temporality of Displacement and the Ethics of Disconnection among Zimbabwean Migrants in Johannesburg." *Journal of Southern African Studies* 36(2): 417-431.

付表① インタビュー協力者：カロンガ県の元鉱山労働者

番号	インタビュー 実施日	インタビュー実施場所 (県と村落のある地区)	年齢	性別	鉱山に出稼ぎに 行った回数
E1	2022/9/7	カロンガ県N地区	83歳	男性	2
E2	2022/9/7	カロンガ県N地区	72歳	男性	1
E3	2022/9/7	カロンガ県N地区	70歳	男性	1
E4	2022/9/7	カロンガ県N地区	81歳	男性	1
E5	2022/9/8	カロンガ県N地区	81歳	男性	2
E6	2022/9/8	カロンガ県N地区	80歳	男性	2
E7	2022/9/8	カロンガ県N地区	79歳	男性	3
E8	2022/9/8	カロンガ県N地区	73歳	男性	1
E9	2022/9/9	カロンガ県N地区	76歳	男性	1
E10	2022/9/9	カロンガ県N地区	71歳	男性	1
E11	2022/9/9	カロンガ県N地区	72歳	男性	1
E12	2022/9/9	カロンガ県N地区	79歳	男性	2
E13	2022/9/10	カロンガ県M1地区	80歳	男性	1
E14	2022/9/10	カロンガ県M1地区	79歳	男性	3
E15	2022/9/10	カロンガ県M1地区	80歳	男性	2
E16	2022/9/10	カロンガ県K1地区	82歳	男性	8
E17	2022/9/12	カロンガ県K1地区	82歳	男性	1
E18	2022/9/12	カロンガ県K1地区	66歳	男性	8
E19	2022/9/12	カロンガ県K1地区	82歳	男性	4
E20	2022/9/12	カロンガ県K1地区	72歳	男性	4
E21	2022/9/13	カロンガ県K1地区	81歳	男性	5
E22	2022/9/13	カロンガ県K1地区	63歳	男性	2
E23	2022/9/13	カロンガ県K1地区	77歳	男性	4
E24	2022/9/14	カロンガ県M2地区	90歳	男性	1
E25	2022/9/14	カロンガ県K2地区	72歳	男性	2
E26	2022/9/14	カロンガ県K2地区	80歳	男性	1
E27	2022/9/14	カロンガ県K2地区	77歳	男性	2
E28	2022/9/14	カロンガ県K2地区	80歳	男性	1
E29	2022/9/15	カロンガ県L地区	72歳	男性	3
E30	2022/9/15	カロンガ県L地区	80歳	男性	2
E31	2022/9/15	カロンガ県L地区	84歳	男性	1
E32	2022/9/15	カロンガ県L地区	78歳	男性	2
E33	2022/9/16	カロンガ県L地区	66歳	男性	2
E34	2022/9/16	カロンガ県L地区	78歳	男性	2
E35	2022/9/16	カロンガ県L地区	71歳	男性	1
E36	2022/9/16	カロンガ県L地区	75歳	男性	1

(出所)筆者によるインタビュー調査。



鉱山での就労年	鉱山での就労年数 (小計)	最初の鉱山出稼ぎ時の年齢	最初の鉱山出稼ぎ時の婚姻状態	セルフでの移民労働の経験
1967-69; 1972-74	4年	28歳	既婚	なし
1972-74	2年	22歳	既婚	なし
1972-74	1年半	20歳	既婚	なし
1972-74	2年	31歳	既婚	なし
1963-65; 1968-70	3年半	22歳	独身	なし
1963-64; 1965-67	3年半	21歳	既婚	なし
1962-65; 1968-70; 1970-72	8年	19歳	独身	あり
1973-75	2年	26歳	独身	なし
1971-73	2年	25歳	独身	なし
1974-76	2年	23歳	独身	なし
1972-74	2年	22歳	独身	なし
1968-70; 1972-74	4年	25歳	独身	なし
1973-75	2年	31歳	既婚	なし
1964-65; 1967-69; 1971-73	5年	21歳	独身	なし
1963-65; 1973-75	4年	21歳	既婚	なし
1963-65; 1970-72; 1977-82	10年	23歳	既婚	なし
1968-70	2年	28歳	既婚	なし
1973-75; 1981-88	9年	17歳	独身	なし
1956-57; 1964-65; 1966-68; 1969-72	7年	16歳	独身	なし
1985-86; 1986-89	5年	35歳	既婚	なし
1964-66; 1984-88	6年	23歳	既婚	なし
1986-88	2年	27歳	既婚	あり
1972-74; 1985-88	6年	27歳	既婚	なし
1968-70	2年	36歳	既婚	あり
1968-70; 1971-73	4年	22歳	既婚	なし
1968-70	2年	26歳	独身	なし
1968-70; 1971-73	4年	23歳	独身	なし
1969-71	2年	27歳	既婚	あり
1972-74; 1985-86; 1987-88	4年	22歳	既婚	なし
1963-65; 1967-68	3年半	21歳	独身	なし
1968	3カ月	30歳	既婚	なし
1964-66; 1973-74	3年	20歳	独身	なし
1986-88	1年半	30歳	既婚	なし
1965-67; 1971-73	4年	21歳	独身	なし
1973-75	2年	22歳	独身	なし
1971-73	2年	24歳	既婚	なし

付表② インタビュー協力者：ジョハネスバーグ在住のマラウイ移民

番号	インタビュー 実施日	インタビュー 実施場所	年齢	性別	南アフリカ に来た年	マラウイの出身地
M1	2018/1/29	ジョハネスバーグ	34歳	男性	2008	南部州ブランタイア
M2	2018/2/1	ジョハネスバーグ	27歳	女性	2014	北部州ムジンバ県
M3	2018/8/23	ジョハネスバーグ	25歳	男性	2006	南部州マンガチ県
M4	2018/8/28	ジョハネスバーグ	25歳	女性	2017	北部州ルンピ県
M5	2018/8/28	ジョハネスバーグ	40歳	女性	2010	北部州シカタバイ県
M6	2018/8/28	ジョハネスバーグ	29歳	女性	2018	南部州マンガチ県
M7	2018/8/30	ジョハネスバーグ	40歳	女性	2007	北部州ルンピ県
M8	2019/3/19	ジョハネスバーグ	24歳	女性	2012	不明
M9	2019/3/20	ジョハネスバーグ	29歳	男性	2003	南部州ブランタイア
M10	2019/3/25	ジョハネスバーグ	21歳	女性	2019	中部州リロングウェ
M11	2019/3/25	ジョハネスバーグ	38歳	女性	2009	北部州ムジンバ県
M12	2019/3/25	ジョハネスバーグ	29歳	女性	2018	北部州ムジンバ県
M13	2019/3/26	ジョハネスバーグ	38歳	女性	2001	北部州ムジンバ県
M14	2019/3/26	ジョハネスバーグ	25歳	男性	2003	中部州リロングウェ
M15	2019/3/26	ジョハネスバーグ	25歳	男性	2003	北部州ムジンバ県
M16	2019/5/27	ジョハネスバーグ	27歳	男性	2015	中部州リロングウェ
M17	2019/5/27	ジョハネスバーグ	23歳	男性	2013	北部州ムジンバ県
M18	2019/5/27	ジョハネスバーグ	38歳	男性	2003	北部州
M19	2019/5/28	ジョハネスバーグ	46歳	女性	2001	北部州ムジンバ県
M20	2019/5/29	ジョハネスバーグ	32歳	男性	2007	北部州カロング県
M21	2019/5/29	ジョハネスバーグ	22歳	男性	2017	中部州リロングウェ
M22	2019/5/31	ジョハネスバーグ	28歳	女性	2019	北部州カロング県
M23	2019/5/31	ジョハネスバーグ	24歳	女性	2016	中部州リロングウェ
M24	2020/9/13	オンライン	38歳	男性	2008	北部州ムジンバ県

(出所)筆者によるインタビュー調査。

身分証明書類 とビザ	雇用状態	婚姻 状態	マラウイへの 帰国経験	第2回以降のインタビュー実施日, 実施場所
パスポート	ウェイター訓練・ 派遣 (自営)	既婚	3回 (2009; 2012; 2014)	2020/10/11, オンライン; 2020/11/8, オンラ イン; 2021/10/12, オンライン; 2021/12/7, オンライン; 2022/2/15, オンライン
パスポート	失業中	独身	なし	
庇護申請	露天商	独身	なし	
パスポート	失業中	既婚	なし	2023/2/23, ジョハネスバーグ
パスポート	失業中	独身	なし	2023/2/25, ジョハネスバーグ
なし	家事労働者	別居	なし	
パスポート	ボランティア	既婚	なし	2020/9/5, オンライン; 2020/11/8, オンライ ン; 2021/10/8, オンライン; 2021/12/2, オン ライン; 2023/11/7, ジョハネスバーグ
なし	失業中	同居	なし	
庇護申請	露天商, 庭師	独身	なし	
パスポート	失業中	独身	(南アフリカ滞 在1カ月未満)	
庇護申請	家事労働者	既婚	なし	2023/11/8, ジョハネスバーグ
パスポート	家事労働者	離婚	なし	
パスポート	家事労働者	既婚	6回以上	2020/10/11, オンライン; 2020/11/8, オンラ イン; 2021/10/8, オンライン; 2021/12/18, オンライン; 2022/2/15, オンライン; 2023/11/9, ジョハネスバーグ
パスポート	ウェブデザイン, 写真撮影 (自営)	独身	なし	2023/11/8, ジョハネスバーグ
パスポート	庭師	独身	2回 (2009; 2018)	
なし	露天商	既婚	1回 (2015, 強制送還)	
なし	露天商	独身	なし	
なし	露天商	既婚	なし	
配偶者ビザ	家事労働者	既婚	毎年一時帰国	
パスポート	庭師	離婚	2回 (2012; 2018)	
なし	建設労働者	別居	なし	
就労許可	失業中	独身	なし (南アフ リカ滞在4カ 月)	
なし	失業中	離婚	なし	2023/11/10, ジョハネスバーグ
パスポート	配管工	既婚	毎年一時帰国	2020/11/8, オンライン; 2021/10/24, オンラ イン; 2021/12/19, オンライン; 2022/3/5, オン ライン

付表③ インタビュー協力者：ムジンバ県の元移民および移民送り出し世帯

番号	インタビュー実施日	インタビュー実施場所	年齢	性別	婚姻状態	おもな生業・生計手段	移民労働の経験
C1	2020/3/3	ムズズ	53歳	女性	寡婦	農業、送金	なし
C2	2020/3/3	ムズズ	83歳	女性	寡婦	娘と同居	なし
C3	2020/3/3	ムズズ	21歳	女性	既婚	失業中	なし
C4	2020/3/3	ムズズ	37歳	女性	既婚	零細小売業、肉屋(夫)	なし
C5	2020/3/4	ムジンバ県C地区	38歳	女性	既婚	農業	あり
C6	2020/3/4	ムジンバ県C地区	80歳以上	女性	寡婦	送金	なし
C7	2020/3/4	ムジンバ県C地区	55歳	男性	既婚	農業	あり
C8	2020/3/5	ムジンバ県C地区	75歳	男性	既婚	農業	あり
C9	2020/3/5	ムジンバ県C地区	89歳	男性	寡夫	農業	あり
C10	2020/3/5	ムジンバ県C地区	44歳	女性	寡婦	日雇い農作業	なし
C11	2020/3/5	ムジンバ県C地区	58歳	女性	既婚	農業、日雇い農作業	なし
C12	2020/3/6	ムジンバ県C地区	75歳以上	女性	寡婦	甥夫婦からのサポート	なし
C13	2020/3/6	ムジンバ県C地区	50歳	女性	既婚	農業、零細小売業	なし
C14	2020/3/7	ムジンバ県C地区	54歳	男性	既婚	農業	あり
C15	2020/3/7	ムジンバ県C地区	64歳	男性	既婚	農業	あり
C16	2020/3/7	ムジンバ県C地区	56歳	男性	既婚	農業	あり
C17	2020/3/7	ムジンバ県C地区	88歳	男性	寡夫	息子と同居	あり
C18	2020/3/8	ムジンバ県C地区	75歳以上	女性	寡婦	農業	なし
C19	2020/3/8	ムジンバ県C地区	67歳	女性	寡婦	農業、タバコ栽培	なし
C20	2020/3/8	ムジンバ県C地区	50歳	男性	既婚	農業	あり
C21	2020/3/8	ムジンバ県C地区	29歳	男性	既婚	農業、タバコ栽培	あり
C22	2020/3/9	ムジンバ県C地区	62歳	女性	既婚	農業	なし
C23	2020/3/9	ムジンバ県C地区	32歳	女性	寡婦	農業、零細小売業	なし
C24	2020/3/9	ムジンバ県C地区	59歳	男性	既婚	農業	なし
C25	2020/3/9	ムジンバ県C地区	52歳	男性	既婚	農業、製粉業、輸送業	あり
C26	2022/9/18	ムジンバ県C地区	60歳	女性	別居	農業、日雇い農作業	なし
C27	2022/9/18	ムジンバ県C地区	82歳	男性	既婚	農業	あり
C28	2022/9/19	ムジンバ県C地区	84歳	男性	寡夫	農業、グループ村長	なし
C29	2022/9/19	ムジンバ県C地区	60歳	女性	寡婦	農業、日雇い農作業	なし
C30	2022/9/19	ムジンバ県C地区	72歳	男性	既婚	農業、大工	あり
C31	2022/9/19	ムジンバ県C地区	59歳	男性	既婚	農業	なし
C32	2022/9/19	ムジンバ県C地区	66歳	女性	既婚	農業	なし
C33	2022/9/19	ムジンバ県C地区	70歳以上	女性	寡婦	農業、現金給付	なし
C34	2022/9/20	ムジンバ県C地区	74歳	男性	既婚	農業	あり
C35	2022/9/20	ムジンバ県C地区	48歳	男性	既婚	農業、タバコ栽培	あり
C36	2022/9/20	ムジンバ県C地区	68歳	女性	既婚	農業、零細小売業(息子)	なし

移民労働の形態、時期、理由、セルフの場合の渡航手段、 現地での就労状況など（特に断りがない限り、渡航先は南アフリカ）	南アフリカにいる家族
-	息子
-	子ども2人とその家族
-	夫
-	おじ、おば
セルフで2009-10、貧困のため、トランスポーターと渡航、住込みの家事労働者	兄弟、おじ、おば、祖父
-	息子2人とその家族
セルフで2007-15、よい生活を求めて、バスで渡航、庭師	いとこ、息子がトランスポーター
鉱山労働者で3回（1969-71; 1973-76; 1985-88）、セルフで1996-2010、貧困のため、庭師	息子2人とその配偶者
セルフで2回（1951-55; 1958-61）、鉱山労働者として1973-75、貧困のため、鉱山や酪農農場で就労	甥、孫
-	既婚の娘
-	息子、親戚
-	同居の甥の孫2人
-	息子2人
セルフで2回（1999-2001; 2001-03）、自活し家族を養うため、最初はトランスポーターと渡航、庭師	息子2人とその配偶者、既婚の娘
鉱山労働者（1973-75）とセルフ（1975-79; 1995-99; 2003-05）で4回、タンザニアに1回（1985-87）、貧困のため、庭師	弟
セルフで5回（2000-03; 2003-07; 2007-10; 2010-13; 2013-16）、南アフリカに出稼ぎに行った友人が服や食料を持ち帰るのをみて、バスで渡航、庭師 若いときに結婚後すぐにザンビアへ出稼ぎ、貧困のため、斡旋人を通じて渡航、清掃人	息子2人とその配偶者1人 既婚の孫
-	息子とその配偶者、孫4人
-	亡くなった息子の配偶者とその子（孫）
セルフで4回（2003-06; 2007-09; 2010; 2017）、貧困のため、最初の渡航はトランスポーターと、庭師	いとこ
セルフで2012-14、家建て、服や電化製品を買い、婚資を支払うため、トランスポーターと渡航、庭師	父親、兄弟
-	兄弟2人とその配偶者
-	いとことその配偶者
-	既婚の息子3人とその配偶者2人、 独身の息子2人
セルフで1994-2019、仕事を得るため、バスで渡航、ブラチナ鉱山で就労	既婚の息子2人とその配偶者1人
-	息子とその配偶者
鉱山労働者で1968-69、貧困のため	息子2人とその配偶者
-	息子と孫4人
-	息子と既婚の娘
鉱山労働者で1972-73、若くて独身だったため働く必要があった	なし
-	息子とその配偶者
-	兄弟
-	孫娘とその配偶者
鉱山労働者で4回（1968-70; 1971-73; 1985-86; 1986-87）、貧困のため	息子3人とその配偶者1人
セルフで2016-18、貧困のため、トランスポーターと渡航、庭師、電気技師	兄
-	息子

付表③ (続き)

番号	インタビュー実施日	インタビュー実施場所	年齢	性別	婚姻状態	おもな生業・生計手段	移民労働の経験
C37	2022/9/20	ムジンバ県C地区	70歳	男性	既婚	農業	あり
C38	2022/9/21	ムジンバ県C地区	83歳	男性	寡夫	農業	あり
C39	2022/9/21	ムジンバ県C地区	83歳	女性	寡婦	農業	あり
C40	2022/9/21	ムジンバ県C地区	82歳	男性	既婚	農業	なし
C41	2022/9/21	ムジンバ県C地区	53歳	女性	既婚	農業、タバコ栽培、 零細小売業	なし
C42	2022/9/21	ムジンバ県C地区	45歳	女性	既婚	農業、零細小売業	なし
C43	2022/9/22	ムジンバ県C地区	62歳	男性	既婚	農業、タバコ栽培	なし
C44	2022/9/22	ムジンバ県C地区	47歳	女性	既婚	農業	なし
C45	2022/9/22	ムジンバ県C地区	68歳	女性	既婚	農業、現金給付	なし
C46	2022/9/22	ムジンバ県C地区	48歳	女性	既婚	農業、零細小売業	なし
C47	2022/9/23	ムジンバ県C地区	65歳	男性	既婚	農業、教員への間貸し	なし
C48	2022/9/23	ムジンバ県C地区	63歳	男性	既婚	農業、零細小売業	あり
C49	2022/9/23	ムジンバ県C地区	48歳	女性	既婚	農業、豚飼育販売	なし
C50	2022/9/23	ムジンバ県C地区	39歳	女性	既婚	農業、零細小売業	なし
C51	2022/9/23	ムジンバ県C地区	65歳	男性	既婚	農業	なし
C52	2022/9/24	ムジンバ県C地区	54歳	女性	寡婦	農業、日雇い農作業、 現金給付	なし
C53	2022/9/24	ムジンバ県C地区	97歳	男性	寡夫	孫からの送金、農業(息子)	あり
C54	2022/9/24	ムジンバ県C地区	60歳	男性	既婚	農業、唐辛子栽培	あり
C55	2022/9/24	ムジンバ県C地区	50歳	女性	既婚	農業、日雇い農作業、 唐辛子栽培(夫)	なし
C56	2023/9/14	ムズズ	60歳	女性	別居	零細小売業	あり
C57	2023/9/14	ムズズ	67歳	女性	別居	零細小売業	あり
C58	2023/9/14	ムジンバ県C地区	33歳	男性	既婚	農業	あり
C59	2023/9/14	ムジンバ県C地区	27歳	男性	既婚	日雇い農作業	あり
C60	2023/9/15	ムジンバ県C地区	56歳	男性	既婚	農業、タバコ栽培	あり
C61	2023/9/15	ムジンバ県C地区	41歳	男性	既婚	農業、タバコ栽培、 輸送業	あり
C62	2023/9/15	ムジンバ県C地区	57歳	男性	既婚	肉屋、農業	あり
C63	2023/9/15	ムジンバ県C地区	31歳	男性	既婚	農業、タバコ栽培、 製粉業	あり
C64	2023/9/16	ムジンバ県C地区	29歳	男性	既婚	農業、零細小売業	あり
C65	2023/9/16	ムジンバ県C地区	43歳	男性	既婚	農業、タバコ栽培、 家畜売買	あり
C66	2023/9/16	ムジンバ県C地区	43歳	男性	既婚	農業、タバコ栽培	あり
C67	2023/9/16	ムジンバ県C地区	54歳	男性	既婚	農業、タバコ栽培	あり

(出所)筆者によるインタビュー調査。

移民労働の形態、時期、理由、セルフの場合の渡航手段、 現地での就労状況など（特に断りが無い限り、渡航先は南アフリカ）	南アフリカにいる家族
鉱山労働者で4回（1985-89）、カネを稼ぐため、セルフで2008に渡航したが、 体調が悪くすぐに帰国	息子2人とその配偶者1人
鉱山労働者で1971-73	なし
ジンバブウェに出稼ぎに行った夫に呼ばれて1950年代後半～60年代に合計5 年、家事労働者	息子と孫
-	息子と娘
-	息子と娘
-	夫、弟、甥2人
-	息子3人とその配偶者2人
-	息子2人、甥、妹
-	息子2人とその配偶者1人
-	息子、娘とその家族、弟
-	息子4人とその配偶者3人及び孫
セルフで2回（1996-97; 2007-08）、カネを稼ぎ質のよい毛布を買うため、庭師	兄
-	娘
-	息子とその配偶者、夫の兄弟2人
-	息子3人とその配偶者1人
-	息子2人とその配偶者1人、娘と その家族、兄
セルフで1949-65（3回一時帰国）、庭師	孫7人
セルフで3回（1998-2002; 2002-08; 2009-14）、貧困のため、トランスポー ターと渡航、庭師	息子2人とその配偶者1人
-	息子
セルフで2007-16（1回一時帰国）、最初の配偶者が亡くなりマラウイでカネ を稼ぐことができなかったため、バスで渡航、家事労働者、元トランスポー ター（2016-20）	娘
セルフで3回（2006-09; 2010-12; 2015-17）、マラウイに帰国する友人の代 理で働くため、家事労働者	いとこ
セルフで2017-22、姉妹に呼び寄せられて、ムズズで土地を購入するため、庭 師、日雇いの建設労働者	姉妹2人
セルフで2016-18、マラウイで仕事がないため、トランスポーターと渡航、日 雇いの建設労働者	弟
セルフで6回（1997-99; 1999-2000; 2000-02; 2002-08; 2011-14; 2015- 21）、南アフリカの出稼ぎから帰国した移民の生活改善をみて、トランスポー ターと渡航、庭師、元トランスポーター（2008-10）	息子とその家族
セルフで6回（2004-07; 2007-09; 2009-12; 2012-14; 2015-16; 2020）、仕 事を探すため、トランスポーターと渡航、庭師、オフィスでの電子機器修理業 務、日雇い、元トランスポーター（2016-19）	弟とその配偶者
セルフで2回（2007-08; 2014-23）、マラウイではカネが稼げなかったため、 日雇い、住込みの庭師	配偶者、息子、弟がトランスポー ター
セルフで2016-20、いい仕事を見つけて家族を助けるため、トランスポー ターと渡航、日雇い	姉妹とその配偶者
セルフで2017-20、マラウイでカネが稼げなかったため、バスで渡航、レス トランのシェフ	兄2人
セルフで2回（2008-10; 2012-14）、マラウイではカネが稼げないため、バス で渡航、住込みの庭師、工場労働者	兄（トランスポーター）
セルフで2012-16、マラウイではカネがなく生活が苦しかったため、トラン スポーターと渡航、工場労働者、庭師	なし
セルフで2012-19、南アフリカで仕事を見つけるため、トランスポーターと 渡航、日雇い	息子2人

©Chizuko Sato 2024

本書は「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示4.0国際」の下で提供されています。  
<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>

